

「横浜市社会的養育推進計画」素案

(令和7年度～令和11年度)

令和7年 月

横浜市こども青少年局

目次

I	「横浜市の社会的養育推進の基本的な方針」の全面見直しにあたって	1
II	本市の社会的養護の状況	3
III	項目ごとの「本市の現状と課題」及び「本市の目標・方向性」	5
1	社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像	5
2	当事者であるこどもの権利擁護の取組（意見聴取・意見表明等支援等）	7
3	こども家庭支援体制の構築等に向けた取組	10
[3-1]	相談支援体制の整備に向けた取組	10
[3-2]	家庭支援事業等の整備に向けた取組	13
[3-3]	横浜型児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組	15
4	支援を届けたい妊産婦等の支援に向けた取組	18
5	各年度における代替養育を必要とするこども数の見込み	21
6	一時保護改革に向けた取組	24
7	代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組	28
[7-1]	児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向けた取組	28
[7-2]	親子関係再構築に向けた取組	30
[7-3]	特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組	32
8	里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組	34
[8-1]	里親・ファミリーホームへの委託こども数の見込み等	34
[8-2]	里親等支援業務の包括的な実施体制の構築に向けた取組	39
9	施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組	43
10	社会的養護自立支援の推進に向けた取組	47
11	児童相談所の強化等に向けた取組	50
12	障害児入所施設における支援	54

I 「横浜市の社会的養育推進の基本的な方針」の全面見直しにあたって

1 「横浜市の社会的養育推進の基本的な方針」の全面見直しの趣旨

(1) これまでの経過

社会的養護の充実については、平成 23 年 7 月に「社会的養護の課題と将来像」、が取りまとめられ、施設機能の地域分散化として、当時の現状である「施設が 9 割、里親が 1 割」に対し、今後 10 数年の間に、施設の本体施設（児童養護施設及び乳児院）、グループホーム、里親等の割合を 3 分の 1 ずつにしていく目標が掲げられました。

本市でも、平成 28 年 3 月に「横浜市の家庭的養護推進の基本的な方針」をまとめ、15 年後（令和 11 年度）の里親等委託率を 30% と設定し、里親等委託の推進や施設における小規模グループケア等の推進に取り組んできました。

その後、平成 28 年度の改正児童福祉法では、家庭養育優先の理念が規定され、平成 29 年 8 月に示された「新しい社会的養育ビジョン」では、家庭養育優先の原則に基づき、今後 10 年間の社会的養育を必要とするこどもの数を見込んだうえで、概ね 7 年以内（3 歳未満は概ね 5 年以内）に乳幼児の里親等委託率 75% 以上、概ね 10 年以内に学童期以降の里親等委託率 50% 以上とする目標が示されました。

これを踏まえ、平成 30 年 7 月に厚生労働省こども家庭局長通知「都道府県社会的養育推進計画の策定について」が発出されました。この中で、都道府県は令和 2 年度を始期として 11 年度までの 10 年間でこの目標を達成することを目指し、今後 10 年間の社会的養育を必要とするこどもの数を見込んだうえで、代替養育の確保に取り組むための「推進計画」を策定し、地域の実情に即して計画的に取組を推進することとなりました。

本市においては「横浜市の社会的養育推進の基本的な方針」として策定し、同方針に則って社会的養育の取組を行っているところです。

(2) 令和 6 年児童福祉法改正等を受けた全面見直し

令和 4 年 6 月に成立した児童福祉法等の一部を改正する法律において、こどもに対する家庭及び養育環境の支援を強化し、こどもの権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するための所要の措置を講ずる内容の改正が行われました。また、これに先立つ「令和 3 年度社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会」報告書においては、計画は、資源の計画的な整備方針のためのものとするべきことや、整備された資源による効果や課題に対して、国が適切な指標を設けて都道府県等に対して実態把握・分析を促していく必要性等について指摘されました。

これらを踏まえ、既存の計画を全面的に見直し、新たに計画を策定するにあたっての基本的な考え方や計画に記載すべき事項、留意事項等をまとめた「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」が国から通知されました。

この通知を受け、本市として「横浜市の社会的養育推進の基本的な方針」の令和 7 年度から令和 11 年度までの後期期間について全面的に見直しを行い、新たに「横浜市社会的養育推進計画」として策定します。

2 計画の期間

令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間とします。

3 関連する本市の計画

（1）横浜市中期計画（令和4年12月）

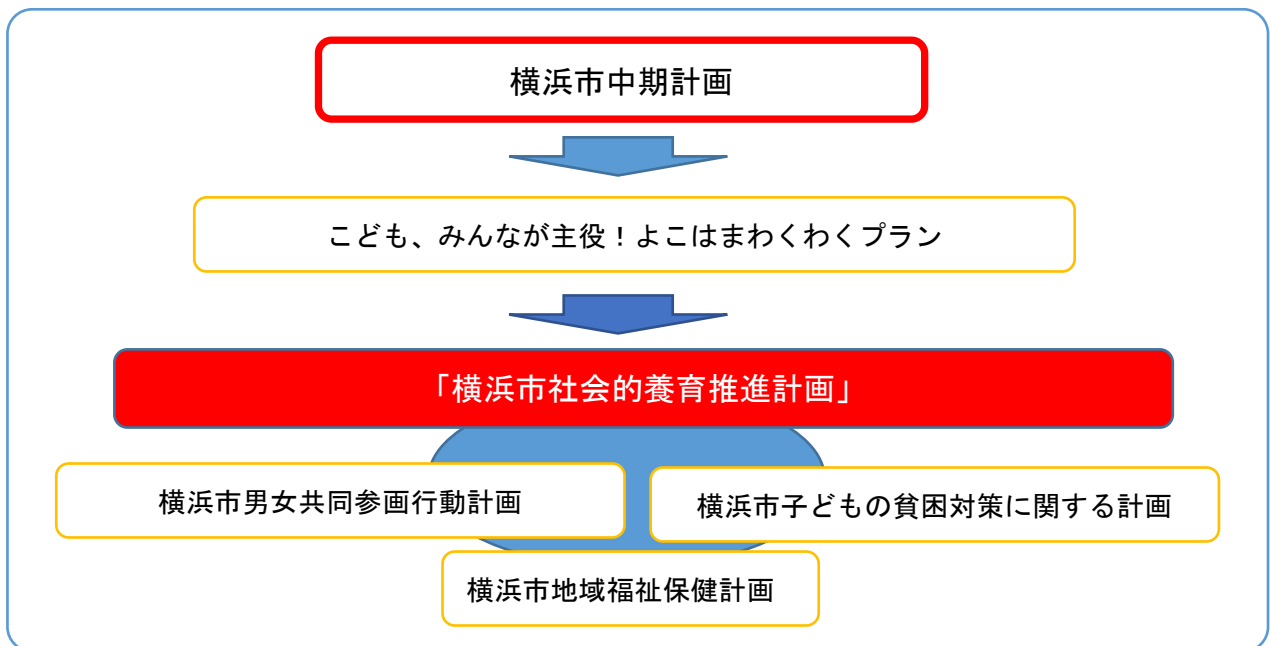
本市の総合計画として、令和4年度から令和7年度を計画期間として策定したものです。「戦略1 すべての子どもたちの未来を創るまちづくり」の「政策4 児童虐待・DVの防止と社会的養護の充実」において、社会的養護の体制の充実についての施策目標・方向性及び取組を示しています。

（2）「こども、みんなが主役！よこはまわくわくプラン」（令和7年3月）

（第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画／横浜市こども計画）

子ども・子育て支援法に基づき、令和7年度～11年度の5年間を計画期間として策定したもので、幅広く本市のこども・青少年のための施策を推進していきます。

「基本施策8 児童虐待防止対策と社会的養護の推進」において、児童虐待対策の総合的な推進、児童虐待対応の支援策と児童相談所の機能強化、社会的養護の推進、こどもの意見表明機会の確保と権利擁護の取組の推進について、目標・方向性及び取組を示しています。



4 検討メンバーについて

施設や里親等の社会的養護関係者、学識経験者、弁護士などによる検討委員会を設置し、計4回の検討委員会において計画の方向性や目標値について議論し、計画を見直しました。内容については、各段階で児童福祉審議会児童部会及び里親部会において意見聴取を行いました。

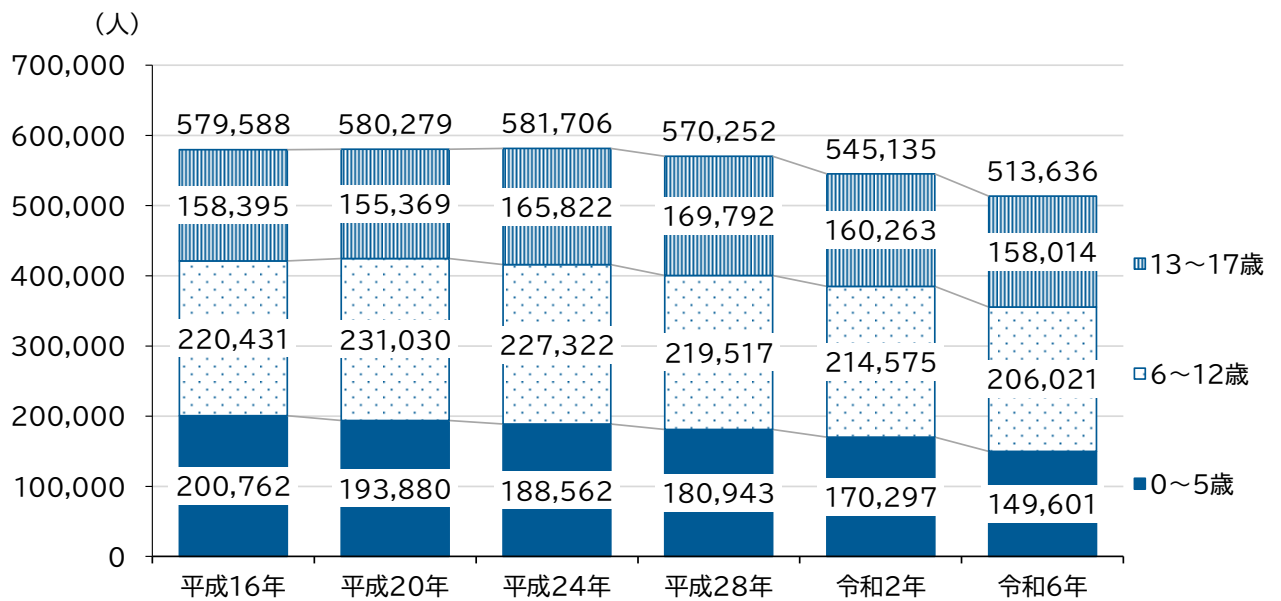
また、素案の段階で、社会的養護関係施設や、施設・里親等で生活する児童等に対して、素案への意見募集を行い改定版に反映してまとめました。

II 本市の社会的養護の状況

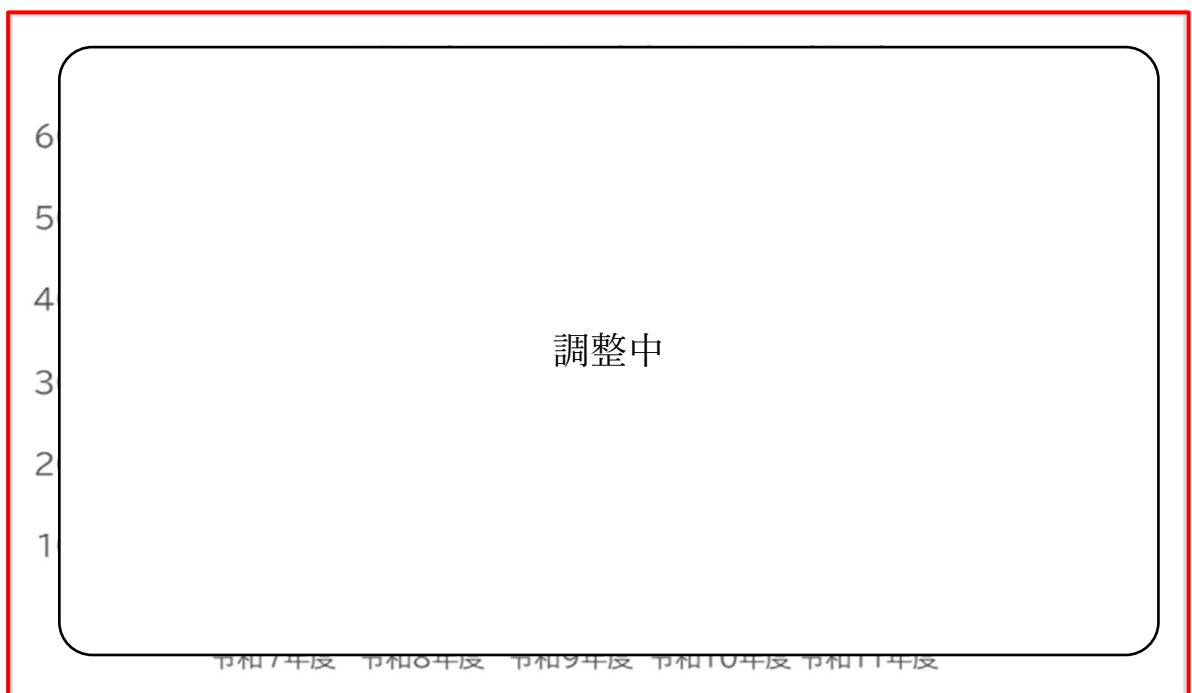
1 児童人口の推移

本市における児童人口の総数は年々減少しており、平成16年から令和6年の20年間で65,952人減少しています。また、令和2年の国勢調査の結果に基づく本市の将来人口推計では、更なる人口減少が予測されており、令和11年度には平成16年度対比で18%の児童人口の減少が見込まれています。

【こども（0～17歳）の人口推移】

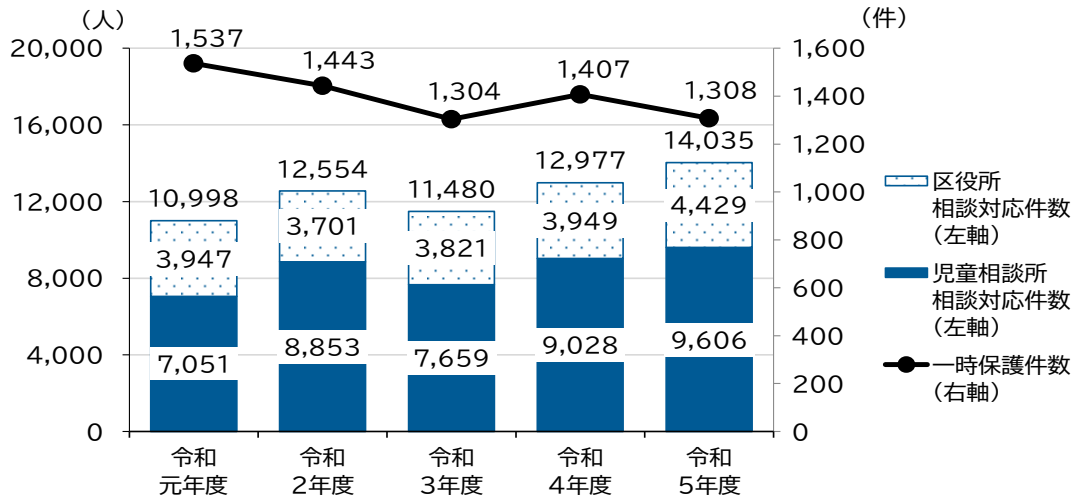


【こども（0～17歳）の将来人口推計】



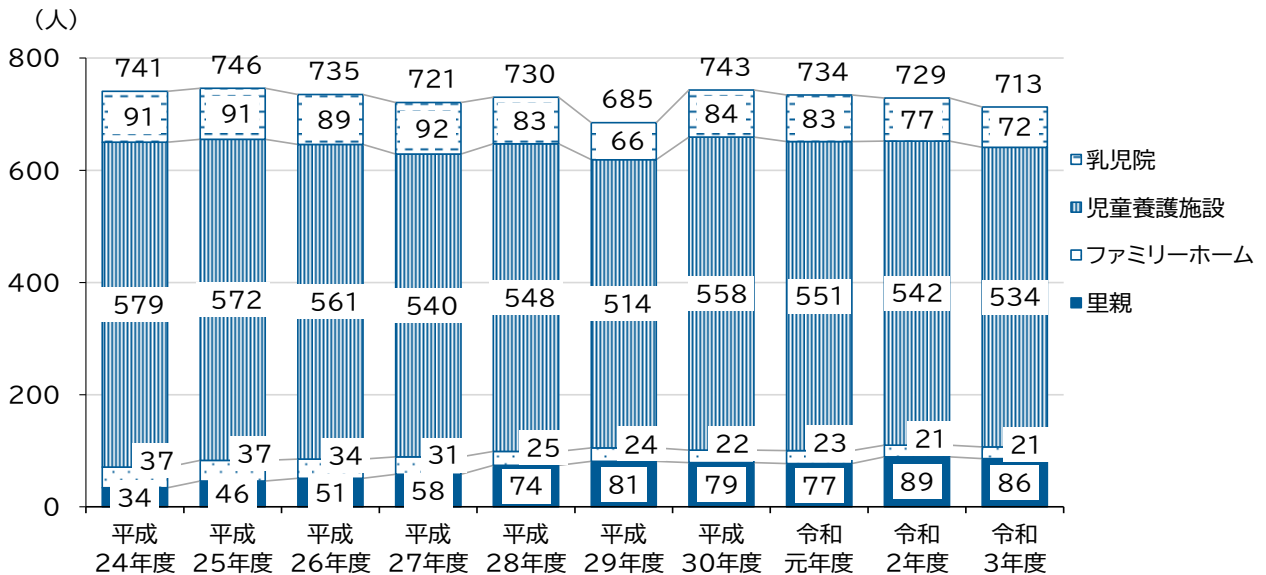
2 児童虐待相談対応件数と一時保護件数の推移

令和元年度からの5年間では児童虐待の相談対応件数は増え続けており、令和5年度には過去最高の件数となりました。一方で一時保護件数はほぼ横ばいとなっています。



3 施設入所・里親委託児童数の推移

児童養護施設及び乳児院などの施設入所・里親委託児童数の推移では、里親委託の児童数が増加傾向にある一方で、社会的養護下にある児童数全体としてはほぼ横ばいの状況となっています。



Ⅲ 項目ごとの「本市の現状と課題」及び「本市の目標・方向性」

1 社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像

【国の基本的考え方】

- ・国・地方公共団体においては、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントの徹底や積み重ねが必要。
- ・計画策定に当たっては、当事者である子どもや市区町村の意見の反映、子ども・子育て支援事業計画等との整合性を図ることが必要。
- ・計画策定の際は、都道府県児童福祉審議会等の合議制の会議への意見聴取を行うこととし、計画の進捗についても、毎年度、評価のための指標等により自己点検・評価を実施して、その結果を当該会議へ報告するなど、適切にPDCAサイクルを運用することが必要。
- ・計画は、数値目標を単に達成すればよいものではなく、子ども一人ひとりに対して行われたソーシャルワークが子どもに還元されていることが重要であることに留意することが必要。

本市における現状と課題

(1) パーマネンシー保障の定義

家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントを継続していくにあたって、まずはパーマネンシー保障の定義を定める必要がありますが、本計画においてはパーマネンシー保障を「親子関係の修復に配慮しつつ、子どもと支援者・養育者が途切れない安定的なつながりを構築することにより、子どもの成長を支援すること」と定義します。

(2) 在宅支援における区と児童家庭支援センターの役割

地域で児童を育てることが児童のパーマネンシー保障にも繋がっていますが、支援が必要な家庭の場合、在宅支援における重要な役割を果たすのが区役所と児童家庭支援センターです。家庭支援事業等を活用した予防的支援による家庭維持のためには、区役所と児童家庭支援センターを中心とした地域資源の連携が必要です。

(3) 家庭養育優先原則に基づいた措置

代替養育を必要とする児童については、家庭養育優先原則に基づき、まずは各種里親やファミリーホームを検討し、いずれも代替養育先として適当でない場合は、小規模かつ地域分散化された施設又は高機能化された治療的なユニットへの入所措置を行っていく必要があります。

(4) 計画の公表及び振り返りの現状

現行計画では、計画の進捗について、評価のための指標等による自己点検・評価の実施及び結果の児童福祉審議会への報告・公表を行っておりません。令和7年度からの後期分の計画からは、計画の進捗について自己点検・評価を実施し、児童福祉審議会への報告及びホームページ等での公表を行う必要があります。

～「社会的養育」と「社会的養護」の定義～

「社会的養育」は、支援を必要とする家庭で暮らすこどもから代替養育を受けているこども、その生まれる前から自立までが対象となり、「社会的養護」は、サービスの開始と終了に行政機関が関与し、こどもに確実に支援を届けるサービス形態を社会的養護と定義します（「新しい社会的養育ビジョン」を参考）。なお、本市において一時保護は「社会的養育」に属すると定義しますが、長期化している一時保護児童については社会的養護に近い状況となっています。

本市における目標・方向性

(1) パーマネンシー保障への取組の考え方

児童のパーマネンシー保障のためにも、養育が里親であれ施設であれ、継続性や一貫性、連続性を考慮すべきで、児童にとって大切なものを見極める必要があります。里親養育であることがパーマネンシー保障と同義であるわけではないことに留意する必要があります。

(2) 在宅支援の強化のための取組

区役所や児童家庭支援センターが在宅支援や地域支援を担っていくにあたって、両者の連絡会等を通じて区役所と児童家庭支援センター及び地域資源の連携を強化していきます。

(3) 家庭養育優先原則の実現のための取組

家庭環境での養育のために、各種里親やファミリーホームを検討し、いずれも代替養育先として適当でない場合は、小規模かつ地域分散化された施設又は高機能化された治療的なユニットへの入所措置を行います。そのための里親の確保及び施設の小規模化・地域分散化を進めます。

(4) 計画の公表及び振り返りの実施

全面見直し後の同方針は、毎年度、評価のための指標等により自己点検・評価を実施し、結果を児童福祉審議会へ報告するとともにホームページ等で公表を行っていきます。また、振り返りの際にもこどもの意見等が反映できるメンバー構成とするとともに、評価のための指標の達成状況を踏まえて次年度に取り組むべき内容を検討していきます。

自己点検・評価によって明らかになった課題等については、速やかに取組の見直し等を行い、適切にPDCAサイクルを運用する必要があります。またその際には、現状分析からプランを策定する「CAPDサイクル」の考え方が重要です。

(5) アーリーヘルプを重視した支援

児童相談所や区が、保育所や学校等にこどもや家庭の見守りのポイントについて助言などを行うことにより、DV、アルコール依存等の背景があり不適切養育の恐れのある家庭を、早い段階で必要な支援窓口につなぎます。

～アーリーヘルプ～

2010年以降、イギリスで実践されている「子どもの健康や発達等を脅かす課題を抱えた家族に対して、できるだけ早い段階で、身近な機関が子どもの家族のパートナーとなって支援を行い、警察や法的介入のレベルに至るのを予防するサービス」のこと（子どもの虹情報研修センター「イギリスの児童福祉制度視察報告書」2019から一部抜粋）。

2 当事者であるこどもの権利擁護の取組（意見聴取・意見表明支援等）

【国の基本的考え方】

- ・令和4年改正児童福祉法においては、こどもの権利擁護に係る環境を整備することを都道府県の業務に位置づけるとともに、措置や一時保護決定時等の意見聴取等措置、さらにはこどもの意見表明等支援事業の創設等、こどもの権利擁護に関する取組について拡充が図られたことを踏まえ、都道府県においては、これらの内容を適切かつ積極的に推進するための具体的な取組を進めていくことが必要。

本市における現状と課題

(1) こどもの権利擁護に関する基本的考え方

本市では、こども基本法の基本理念に基づき、すべてのこどもについて、その意見が尊重されその最善の利益が考慮されること、また意見を表明する機会及び多様な社会活動に参画する機会が確保されることを念頭に、施策を推進しています。そのためには、個々のこどもの状況に応じて、こどもから意見を聞くための様々な手法を組み合わせ、多様なこどもの声を聴く必要があります。

単にこどもの意見を聞く場を用意するだけでなく、日常生活の様々な場面で、普段から周囲の大人がこどもの声に耳を傾け、こどもの意見を尊重していく姿勢が重要です。

(2) これまでの取組

令和4年度から市内4か所の一時保護施設においてアドボケイト事業を開始し、保護所入所児童の意見表明を支援しています。令和6年4月からは、改正児童福祉法に基づく意見聴取等措置、意見表明等支援事業として、こどもの権利擁護に関する取組について拡充を図っています。

(3) 児童相談所での意見聴取等措置について

令和6年4月に、実際に聴取を行う児童福祉司等向けに、実施方法や具体例などを掲載した、「横浜市児童相談所意見聴取等措置ガイドライン」を作成しました。同時に作成した説明用ツールを使用しながら、意見聴取等措置の適切な実施に努めていますが、児童相談所職員一人ひとりが十分にこどもの権利擁護の意識を持つことができるよう、継続的に意識づけの取組を行っていく必要があります。

また定期的に実施状況の振り返りを行い、説明用ツールの更新や聴取方法の工夫など、よりよい聴取方法を模索していく必要があります。

(4) 意見表明等支援事業について

令和4年度から市内4か所の一時保護施設において、意見表明等支援事業を開始しました。令和6年9月からは施設入所児童と里親委託児童への実施を事業者に委託し、制度の拡充を図っています。制度の拡充にあたっては、施設・里親・児童相談所など関係者に対する啓発や理解醸成を継続し、関係機関が具体的な指標や取組などの共通認識を持つことが大切です。

また、こどもによって置かれた状況やコミュニケーション上の特性などが異なるため、実施を進めながら、こどもや関係者の意見を参考にしつつ、意見表明等支援員の質の向上や実施方

法の改善を行う必要があります。

本市における目標・方向性

(1) こどもの権利擁護にかかわる環境整備

ア こどもの声に耳を傾ける土壌づくり

施設や里親等のもとでこどもが普段の生活の中で「自然体で意見を言えること」が重要です。生活の中で里親、施設職員、児童相談所職員など様々な人がこどもの声に耳を傾け、大人が自らの意見・意向に向き合い返事を返してくれたという経験が十分になされるよう、こどもの声に耳を傾ける土壌づくりが大切です。そのための関係者への啓発活動を行っていきます。その際には、こどもの「言いたくない気持ち」にも留意し進めていきます。

イ こどもの権利擁護に関わる環境整備

児童福祉審議会またはその他の方法によりこどもの権利擁護に係る環境を整備するとともに、「一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例」制定の検討や「施設等退所後児童実態把握調査事業」の実施の際にこどもからの意見を取り入れたように、社会的養護施策策定の際などにこどもへのヒアリングやアンケートを実施する等、当事者であるこどもの参画を進めます。

また、施策の策定時だけでなく、年度ごとの計画の評価・振り返りの際にも、こどもの意見が反映される仕組みづくりを行っていきます。

(2) 意見聴取等措置

対象となるすべてのこどもに確実に実施し、こどもの意見が支援に生かせるよう、実施する中でよりよい聴取方法等を模索していきます。

(3) 意見表明支援事業

ア 周知・啓発

意見表明支援事業を利用するだけでなく、より多くのこどもが利用し、大人が自らの意見・意向に向き合い返事を返してくれたという経験が十分になされるよう、こども、施設、里親、児童相談所職員への周知、意見表明支援員の養成に継続的に取り組んでいきます。

イ 第三者性を担保する必要性

意見表明支援員は、児童相談所等の行政機関や施設・里親等の関係者に対して、こどもの求めに応じてこどもの意見を代弁し、ときにはこどもの代弁者として支援の見直しや改善を求める役割を担うため、それらの機関との間に利害関係のない独立性が必要です。本市では一部の実施を事業者に委託しているため、委託事業者において自立的な運営がなされるよう、本市が不必要な関与は行わないよう留意しながら適宜連携し、円滑に事業を推進します。

ウ より良い方法の継続的な検討

意見形成支援及び意見表明支援は言葉により意見を表明することが難しいこどもや乳幼児にとっても必要なものです。そのようなこどもの支援については、今後事業を進める中で実施施設の事例を参考にしながら、具体的な実施方法の検討をしていきます。里親委託児童への聴取方法も、事業を実施しながら工夫を重ねて深めていきます。

「資源等に関する本市の現状」と「評価のための指標」

評価のための指標	令和5年度の整備・取組状況	見込み (各年度)	R7	R8	R9	R10	R11
社会的養護に関わる関係職員(※1)及び子ども自身に対する子どもの権利や権利擁護手段に関する研修や啓発プログラム等の実施回数、受講者数	児童相談所、保護所の研修・啓発プログラムの実施状況 実施回数：7回 受講者数：150人	必要量	190	190	190	190	190
		要整備	—	—	—	—	—
独立性を担保した第三者による意見表明支援(希望制)を利用することができない子どもの人数	【R6年度新規事業】 ・「意見表明等支援事業」としてR6年9月より実施。	見込み	0	0	0	0	0
		訪問予定回数/年	2	2	2	2	2
措置児童等を対象とした子どもの権利擁護に関する取組に係る子ども本人の認知度・利用度・満足度の確認体制の整備	【R6年度新規事業】 ・「意見表明等支援事業」としてR6年9月より実施。	こどもの満足度	—	—	—	—	60%
		要整備	子ども本人の認知度、利用度、満足度を評価する仕組みを整備し評価を実施する。				
措置児童等を対象とした子どもの権利に関する理解度【の確認体制の整備】	【R6年度新規事業】 ・R6年度は所管施設に対し、施設連絡会を利用して説明を実施。	対象機関の理解度	—	—	—	—	80%
		要整備	説明を実施する対象施設等数を拡大し、全対象施設に説明を実施。				
措置児童等を対象とした日ごろから意見表明ができる子どもの割合及び意見表明に係る満足度【の確認体制の整備】	現状では確認体制の整備はできていない。	必要量	—	—	—	—	100%
		要整備	担当児童福祉司が施設訪問し子どもの満足度を確認していく体制を構築する。				
児童福祉審議会等(※2)に対し子どもから意見の申立てがあった件数	こどもの権利擁護に関する専門機関等は設置していない(意見の申立て件数：0件)	必要量	令和7年度中にこどもの意見を受け付ける体制を整え、意見受付を開始する。				
		要整備					
社会的養護施策策定の際の検討委員会への当事者である子ども(※3)の委員としての参画の有無、ヒアリング、アンケート実施の有無	施設や里親等のもとで生活する子どもからヒアリング等を実施	必要量	令和7年度以降に計画の実績等を評価する際に、施設や里親等のもとで生活する子どもからヒアリングやアンケートを実施する。				
		要整備					

※1…児童相談所、一時保護施設、里親・ファミリーホーム、施設、里親支援センター、児童家庭支援センター、意見表明等支援事業の委託先団体等の職員

※2…児童福祉審議会等におけるこどもの権利擁護に関する専門部会又はその他のこどもの権利擁護機関の設置状況、当該専門部会又は権利擁護機関

※3…社会的養護経験者を含む

3 こども家庭支援体制の構築等に向けた取組

【国の基本的考え方】

- ・児童相談所は、家庭維持に向け適切に在宅指導措置を行うとともに、こどもの身近な場所において、継続的に寄り添った支援が適切と考えられる事例については、市区町村に対して在宅指導措置の委託を行い、効果的にこどもや保護者に対する支援を実施することが必要。
- ・市区町村のこども家庭センターによる相談支援を通じて、支援が必要な家庭等に対して家庭支援事業などの支援メニューを提供し、虐待等に至る前の予防的支援や、虐待等により親子関係の修復が必要な家庭に対する親子関係の再構築に向けた支援の効果的な実施が必要。

〔3-1〕相談支援体制の整備に向けた取組【主にこども家庭センター】

本市における現状と課題

(1) こども家庭センターの設置

本市では、区役所こども家庭支援課に「横浜市版子育て世代包括支援センター」と「こども家庭総合支援拠点」の両機能を整備し、同一課内ですべての妊産婦や乳幼児家庭を対象としたポピュレーションアプローチと、支援が必要なこどもや家庭に対するハイリスクアプローチを一体的に進めてきました。他方でこどもの年齢や所属により支援の切れ目の生じやすい状況や、母子保健機能と児童福祉機能の間の役割分担が課題として挙げられていました。

また、学齢期の支援においては、対象とするサービスが不足していることや、相談内容を傾聴して終了することもあり、学齢期の支援の充実に向けて、職員の相談スキルの向上、教育分野との連携、学齢期も含めた地域資源の開拓に取り組んでいく必要があります。

令和6年度からは、児童福祉法等の改正により市町村に設置が規定された「こども家庭センター」機能を各区のこども家庭支援課に順次設置し、これまで以上に母子保健部門と児童福祉部門の職員の連携・協働を深め、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもへの切れ目のない包括的な相談支援に取り組み始めています。また、こども家庭センターでは新たに支援を要するこども・妊産婦等へのサポートプランの作成や支援体制を強化するための地域資源の開拓にも着手します。

(2) こども家庭センターに期待される役割

こども家庭センターでは、こどもやその家庭の地域での生活を支えるうえで、支援方針のなかにこどもにとって大切な地域との「つながり」を守っていくという視点を常に持つことを目指しており、地域の要として里親委託などの社会的養護の分野との連携を進めていくことが期待されています。

本市における目標・方向性

(1) こども家庭センターの設置

こども家庭センターは令和6年度から各区こども家庭支援課に順次に設置します。順次設置していくことで、先行区での事例や課題等を後続の設置区に生かしていきます。

さらに、これまで横浜市版子育て世代包括支援センターとこども家庭総合支援拠点が有してきた

機能を引き続き生かしながらも、支援を必要とするこどもとその家庭に対する支援を強化していきます。具体的に強化する事項として、「当事者のニーズに沿った手厚い相談支援の強化」「地域における子育て支援の基盤づくりの機能強化」を掲げており、これらの機能を強化することにより、虐待の未然防止を図ります。

(2) こども家庭センターの体制

本市においては、国の要件を踏まえ、令和6年度先行設置区ではこども家庭支援課長をこども家庭センター長とし、統括支援員として、担当係長を配置した組織体制としています。こども家庭センター長は母子保健と児童福祉の両機能が一体的に運営できるよう適切な指揮命令を行います。また統括支援員はサポートプラン作成に関する助言・管理、地域資源のネットワーク化・開拓に関するマネジメントを担うこととしていますが、順次設置を行うなかで役割等の検証を行い、こども家庭センターとしての機能を果たせるような体制を確立していきます。

(3) こども家庭センターの強み

こども家庭センターでは、設置の背景・目的を踏まえ、こどもの年齢や所属によらず、すべての妊産婦、こどもとその家庭からのあらゆる相談を受け止める体制や、リスクや年齢によって分断を生じさせず、地域も含めた一体的な支援を行うことを目指しており、困難を抱えるこどものその家庭をできる限り早期に把握し、支援につなげることを目指しています。

(4) こども家庭センターと児童相談所との連携

すべての妊産婦、子育て家庭、こどもに対する支援業務を担うためには、地域において母子保健や子育て支援に携わっている関係機関との連携は欠かすことができません。また、関係機関との連携により、自ら支援を求めることに困難を抱える家庭などをできる限り早期に把握し、虐待等の深刻な状況に至る前から支援を提供し、家庭が抱える課題に早期に対応していくことが必要です。こども家庭センターと関係機関が顔の見える関係性や恒常的なつながりを持ち、特に児童相談所とはともに連携して支えていくことができる体制を整備します。

(5) こども家庭センターの人材育成

人材育成においては、こども青少年局が主催するや外部の派遣研修の活用ほか、こども家庭センター長や統括支援員を中心に、事例検討会等の機会を活用し、サポートプランの作成や母子保健・児童福祉両機能の相互理解を促進します。また、個々の職員がひとりで抱え込むことがないよう合同ケース会議を活用し、組織内での円滑な情報共有、相談、助言が行われる体制を構築していきます。

(6) こども家庭センターのサポートプラン

こども家庭センターで作成するサポートプランにおいては、①こどもとその家庭を主語にした支援の実施、②こどもとその家庭と一緒に支援を考えるためのツールとして活用することを目指しています。支援者が当事者と支援方針や目標を共有し、自らが利用する支援策と一緒に考えていくこと、すなわち当事者参画が重要であるという視点で支援を実施します。また、サポートプランの作成・手交をゴールとするのではなく、あくまで当事者と信頼関係を築き、支援と一緒に考えるためのツールとして活用していきます。

(7) こども家庭センターと地域との連携

個々の家庭の課題やニーズに応え、効果的な支援を行うためには多様なサービスや地域資源を有

機的に組み合わせ、サポートプランとして必要な支援内容を組み立てる必要があります。そのため
の地域資源の開拓がこども家庭センターには求められており、統括支援員が中心となり、地域資源
のネットワーク化と開拓を進め、こどもとその家庭が地域社会の一員として支えられ、こども一人
ひとりが健やかに育ち、子育て家庭へ必要な支援を着実に提供できる体制を整備していきます。

(8) ヤングケアラーへの対応

「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」において、子ども・若者育成支援推進法が改
正され、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象にヤングケアラーが明記されました。ヤ
ングケアラーはこども自身や家庭が自覚しづらく、支援ニーズが顕在化しにくい特徴があります。
そのため、ヤングケアラーを早期に把握して支援につなげていくためには、教育、高齢者福祉、障
害福祉、介護、医療等の多機関との連携が重要であり、こども家庭センターが18歳未満のヤングケ
アラの相談窓口や支援機関として、福祉保健センター内や関係機関との連携しながらこどもとそ
の家庭を支える体制を構築していく必要があります。

「資源等に関する本市の現状」と「評価のための指標」

評価のための指標	令和5年度の整備・ 取組状況	見込み (各年度)	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
こども家庭センター の設置数	こども家庭センター設 置に向けた検討を実施	必要量	18	18	18	18	18
		要整備	調整中	18	18	18	18
こども家庭福祉行政 に携わる市区町村職 員に対する研修の実 施回数、受講者数	新任者・現任者向け研 修を実施	必要量	7回 420人	7回 500人	7回 500人	7回 500人	7回 500人
		要整備	7回 420人	7回 500人	7回 500人	7回 500人	7回 500人
都道府県と市区町村 との人材交流の実施 状況	調整中						
こども家庭センター におけるサポートプ ランの策定状況	こども家庭センター設 置に向けた検討実施	必要量	460	1,800	2,900	3,600	3,600
		要整備	460	1,800	2,900	3,600	3,600

[3-2] 家庭支援事業等の整備に向けた取組【主に家庭支援事業】

本市における現状と課題

(1) 子育て短期支援事業の現状

子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）は、児童家庭支援センターで実施しており、ファミリーホームや里親での事業は未実施となっています。将来的には、家庭環境において短期的な預かりを行うメリットを踏まえ、里親宅での子育て短期支援事業の実施検討が必要です。その際は、里親家庭で児童のアセスメントは難しいため、アセスメントが必要なケースは児童家庭支援センターが実施することが望ましいです。

(2) 区役所と乳児院の連携

乳児院における子育て短期支援事業の実施を開始し、0歳から2歳までの児童にショートステイやトワイライトステイを提供することが可能となりました。この事業をきっかけに、乳児院と区役所の新たな連携が期待できます。

本市における目標・方向性

(1) 子育て短期支援事業の実施

児童を養育する家庭において、保護者の疾病や子育ての疲れなどの理由により、児童の養育が一時的に困難になった場合に、横浜型児童家庭支援センター等で、宿泊を伴う「ショートステイ」や夕方から夜間にかけて預かりを行う「トワイライトステイ」などの短期的な預かりを行うことで、こどもや家庭へのサポーター的な関わりとしての在宅支援の充実を図ります。また、区ごとの特性やニーズを正確に把握する必要があり、必要に応じて利用可能な要件の見直しを検討する必要があります。

(2) 里親による子育て短期支援事業の実施

里親による子育て短期支援事業の実施にあたっては、各里親の現在情報の把握をはじめ、児童家庭支援センターと里親との情報共有方法や信頼関係の構築、在宅支援を必要とする児童と里親とのマッチング、また児童家庭支援センターによるアセスメントの方法など、検討が必要な項目が多岐に渡ります。まずは必要十分な里親登録者を確保することが必須であり、その上で、里親支援を包括的に行う里親支援センターの設置に合わせてマッチングの仕組みや役割分担について整理していきます。また、現在の養育里親・養子縁組里親の他にショートステイ里親の制度を設けるなど、全里親が実施するのではなく希望者が登録する仕組みの検討も必要です。併せて児童家庭支援センターがアセスメント機能を持った際の、行政との役割分担や適切な人員体制の検討も必要です。

(3) 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身に付けるため、ペアレントトレーニング等を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行います。

(4) 在宅支援におけるパーマネンシー保障の視点

区と児童家庭支援センターが連携した上で、里親家庭での子育て短期支援事業の実施に向けた支援を行い、一時保護委託と子育て短期の両立ができれば、在宅支援の厚みを増すことができます。区役所においても、学校や友人関係等の継続性も視野に入れたパーマネンシー保障を意識する必要

があります。

(5) 母子生活支援施設の活用

母子生活支援施設は、社会的養護関係施設で唯一、母子が分離せずに入所し、安心・安全な環境で母子が同居しながら支援を受けることができるという強みがあります。例えば、父からの虐待がある際に母子で保護できれば、親子を引き離すデメリットを軽減できます。児童の一時保護を検討する際には、母子生活支援施設を活用した母子保護の可能性も視野に入れて検討します。親子分離を防ぐための予防的支援から措置解除後の親子関係再構築支援まで幅広い活用可能性がある母子生活支援施設の活用を進めていくためにも、スマートフォンの所持問題、こども家庭センターや区生活支援課への更なる周知、児童相談所への広報などに取り組んでいく必要があります。

(6) 区役所と社会的養護との連携

区役所職員にも乳児院、児童養護施設の専門性をより周知する必要があります。社会的養護の分野における区役所の関わりが薄いため、子育て短期支援事業などで地域支援に関わっている施設は、区の要保護児童対策地域協議会に社会的養護の施設関係者が関わる必要があります。また、区役所と児童相談所の合同研修なども必要であり、同時に「研修担当者」を育てる研修の視点が必要です。

「資源等に関する本市の現状」と「評価のための指標」

評価のための指標	令和5年度の整備・取組状況	見込み (各年度)	R7	R8	R9	R10	R11
市町村子ども・子育て支援事業計画における家庭支援事業の確保方策の達成率	子育て世帯訪問支援事業 (育児支援ヘルパー) (回/年)	必要量	2,225	2,232	2,231	2,237	2,240
		要整備	2,225	2,232	2,231	2,237	2,240
	児童育成支援拠点事業	必要量	事業実施を検討中				
		要整備					
	親子関係形成支援事業 【実人数 (人/年)】	必要量	271	275	284	291	300
		要整備	30	90	150	210	300
	子育て短期支援事業 【ショートステイ (人/年)】	必要量	712	746	779	812	845
		要整備	712	746	779	812	845
	一時預かり事業 (※1) 【延べ利用者数 (人/年)】	必要量	419,700	448,550	474,608	500,647	527,641
		要整備	419,700	448,550	474,608	500,647	527,641
養育支援訪問事業	育児支援家庭 訪問事業 (世帯/年)	必要量	407	407	407	407	407
		要整備	407	407	407	407	407
	養育支援家庭 訪問事業 (回/年)	必要量	4,313	4,607	4,902	5,195	5,490
		要整備	4,313	4,607	4,902	5,195	5,490
市区町村における子育て短期支援事業を委託している里親等 (※2)	22 か所	必要量	里親での子育て支援事業の実施については、里親支援センターの開設と併せて検討を進める。				
要整備							

※1…国事業「一時預かり事業」の国費を活用している事業を計上

(幼稚園 [1号]、保育所での一時保育、乳幼児一時預かり、24時間型緊急一時保育、休日一時保育)

(幼稚園 [2号] は国基準の一時預かり事業に満たない施設も混在するため、計上していない)

※2…里親、ファミリーホーム、横浜型児童家庭支援センター等数

[3 - 3] 横浜型児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組

本市における現状と課題

(1) 児童家庭支援センターの全区配置

令和4年度に18区への全区設置が完了して、現在は1区に1か所の横浜型児童家庭支援センター（以下、児童家庭支援センター）が運営されています。児童家庭支援センターが在宅支援のケースに早期介入していくことによりケースの重篤化を未然に防ぎ、結果として児童相談所の負担軽減にもつながっています。今後は区ごとのサービス格差解消のためにも、区ごとの児童人口等に応じた複数の児童家庭支援センターの設置が課題です。

(2) 子育て短期支援事業の実施

児童家庭支援センターの子育て短期支援事業は要保護児童を一時的に養育し、専門的な相談・支援を実施することにより、保護者の育児負担等を軽減するとともに保護者、児童と直接接することによる関係性の構築、アセスメントの向上を図ることができ、在宅支援において非常に重要な事業となっています。今後は、そのアセスメントを区役所や児童相談所、関係機関とより一層共有し、子どもやその家庭の効果的な支援に繋げていく取組が必要です。

(3) 子育て短期支援事業の課題

各区の児童家庭支援センターごとの事業実施量や内容のばらつきを分析し、平準化と底上げのために子ども青少年局・区役所とともに取り組む必要があります。また「支援が必要な児童」の把握のための仕組みづくりや、利用の長期化等の課題に対しても十分な分析の上、さらに児童相談所も含めて連携する必要があります。

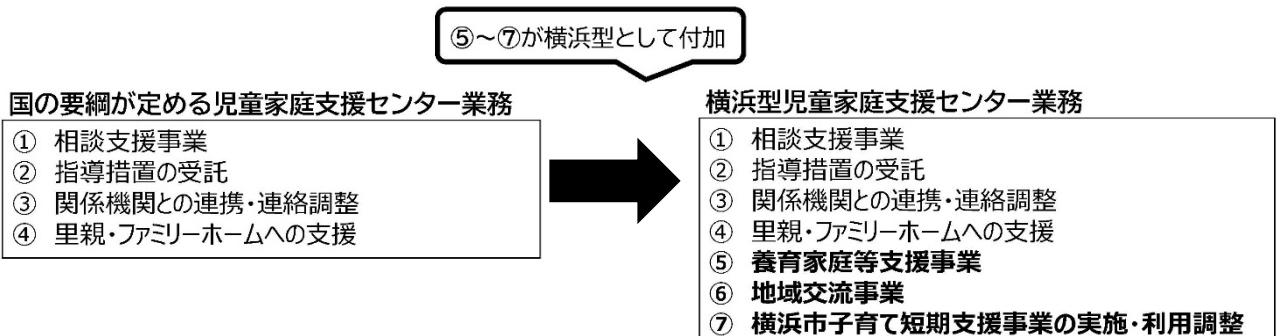
(4) 里親支援

児童家庭支援センターによる里親支援については、児童家庭支援センターが実質的に取り組むための体制整備や具体的な取組内容を明確にしていくことが求められます。

(5) 児童家庭支援センターのあり方検討会等

令和4年度に子ども青少年局、児童相談所、区役所、児童家庭支援センターの代表者で検討を行った「児童家庭支援センターのあり方検討会」の内容や、令和6年度に実施している子ども青少年局と児童家庭支援センターの協議内容についても継続して取り組む必要があります。

【参考】国の要綱が定める児童家庭支援センター業務と横浜型児童家庭支援センター業務の比較



○横浜型児童家庭支援センターにおける支援の特徴

地域の児童虐待防止・対応

社会的養育を必要とする児童への在宅支援の拠点のひとつ

児童が住み慣れた地域で心身ともに健やかに養育されるよう支援を実施

+

区・児相からの依頼に基づき、専門的な子育て支援・相談支援を実施

子育て短期支援事業を通じた養育負担の軽減・生活支援

本市における目標・方向性

(1) 児童家庭支援センターの配置のあり方

児童人口の多い区や在宅支援の件数が多い区を対象に、必要な時に身近で相談できるよう児童家庭支援センターのサテライト等の設置や人員体制の強化などについて検討していく必要があります。その際、就労人口の減少等を背景とした人材確保難を念頭においた検証や対応策が必要となります。

(2) 児童家庭支援センターの支援の質の向上

児童家庭支援センターごとの事業実施量や内容にばらつきがあることに関しては、区ごとの地域性や児童家庭支援センターと区役所・児童相談所等との連携のあり方なども十分に分析し、時間をかけて取り組む必要があります。また、各児童家庭支援センターが持つ取組事例の共有や事例検討の実施等により、18か所の児童家庭支援センターの支援の質を向上させていきます。

(3) 児童家庭支援センターと区役所・児童相談所等との連携強化

より効果的な支援のために児童家庭支援センターと区役所・児童相談所等の連携強化が求められており、指導促進事業などにより検証していく必要があります。児童家庭支援センターが在宅支援や地域支援を担っていく中で、各区や児童相談所エリアごとの会議等を活用して関係機関との連携を強化します。

(4) 令和4年度の横浜型児童家庭支援センターあり方検討委員会等の取組

令和4年度に実施した横浜型児童家庭支援センターのあり方検討委員会で継続検討とした事項について、こども青少年局と児童家庭支援センターとの協議を継続し、ともに取り組んでいきます。

【継続検討とした事項】

- ・地域、家庭への相談支援（一般相談）
- ・児童相談所からの受託による指導
- ・児童相談所からの受託による一時保護
- ・里親、ファミリーホームへの支援
- ・関係機関との連絡調整

(5) 里親による子育て短期支援事業の実施の際の児童家庭支援センターの役割

里親による子育て短期支援事業を実施する場合には、里親と児童とのマッチングは児童家庭支援センターまたは里親支援センターが担うことが想定されます。支援の基盤となる専門性を伴うアセスメントを重視する観点から、児童家庭支援センターが今後も子育て短期支援事業を中心に担い、より区ごとの支援ニーズに応えるために里親による子育て短期支援事業の実施も検討していきます。どのような体制や役割分担、仕組みの中で進めていくかを、令和7年度からの里親支援センターのあり方等検討会の中で検討していきます。

(6) 児童家庭支援センターの新たな事業への取組

養育家庭等支援を活用した指導促進事業や在宅指導措置委託モデル事業実施などの新たな取組や、児童家庭支援センターの人員体制等の検討・整備を行い、児童家庭支援センターが各区の在宅支援の中心的な役割を担います。

「資源等に関する本市の現状」と「評価のための指標」

評価のための指標	令和5年度の整備・取組状況	見込み (各年度)	R7	R8	R9	R10	R11
横浜型児童家庭支援センターの設置数	18 か所	必要量	現在18区に1か所ずつ児童家庭支援センターが設置されており、サテライト等の必要性を検討していく。				
		要整備					
児童相談所からの在宅指導措置委託件数と割合	外部機関への在宅指導措置委託は、これまで実績なし。	必要量	児童家庭支援センターの状況を見ながら今後の委託の可能性を模索していく。				
		委託ケース数					
市区町村から家庭支援事業を委託されている横浜型児童家庭支援センター等数	22 か所 (子育て短期支援事業)	必要量	事業実施の個所数について、増加の必要性を検討していく。				
		要整備					

4 支援を届けたい妊産婦等の支援に向けた取組

【国の基本的考え方】

- ・支援を必要とする妊産婦等に対しては、家庭支援事業による支援のほか、妊産婦等生活援助事業により、支援の入口から妊産婦等との関係を築きながら、ニーズに応じた多機能な支援を包括的に提供することが必要。

本市における現状と課題

(1) 妊娠期支援事業

現在本市では、母子生活支援施設で妊娠期支援事業を実施していますが、様々な相談先から本事業が必要な方に繋がっていない可能性があるため、必要な方が利用できるよう、支援へのつなげ方も含めた現状の分析が必要です。また、母子生活支援施設には、生活指導などの役割もあるため、ニーズのない方への利用勧奨までは至っていません。

(2) 未把握の妊婦への対応

こども虐待による死亡事例等を防ぐためのリスクの留意すべきポイントとして、妊娠の届出がない、母子健康手帳が未発行等の養育者の側面があげられています。区こども家庭支援課において特定妊婦として登録されれば、必要な各種の支援に繋がり、妊娠期支援事業が必要な場合は迅速に導入することができますが、支援を届けたい妊婦を把握し、適切な支援につなげる工夫や体制整備が求められています。

(3) 妊産婦等生活援助事業

妊産婦等生活援助事業の実施を検討する上で、現在の妊娠期支援事業と妊産婦等生活援助事業のそれぞれの特性を踏まえた上で、事業の整理・統合など、様々な選択肢を踏まえ、実施に向けて検討していく必要があります。そのためには、母子生活支援施設のあり方の検討が必要であり、その活用方法の検討の中で妊産婦等生活援助事業の実施を検討する必要があります。

(4) 周産期の母子への支援

周産期の母子への支援体制として、乳児院や母子生活支援施設の活用について検討が必要です。検討においては、乳児院・母子生活支援施設の地理的な偏在性についても考慮が必要です。乳児院については、これまで児童相談所との連携が中心でしたが、区役所との連携についても推進していく必要があります。

(5) 他国での取組事例

フィンランドのネウボラの取組など、周産期からの切れ目ない支援が世界各国で成功事例として示されています。地域における支援として、里帰りできない母子の居場所機能としての乳児院や母子生活支援施設の活用など、取組の工夫が必要です。

(6) 助産施設の状況

現在、市内における助産制度は既存の病院や助産院において実施していますが、北部地域で実施施設が少ないなど地域の偏在性が課題となっています。区役所での相談件数等を見ながら新規開設等の必要性について検討していきます。

【参考】 妊産婦等生活援助事業と横浜市妊娠期支援事業について

	妊産婦等生活援助事業 ※「妊産婦等生活援助事業ガイドライン」より	横浜市妊娠期支援事業
実施主体	都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所設置町村	横浜市
運営事業所	乳児院、母子生活支援施設等	<ul style="list-style-type: none"> 母子生活支援施設緊急一時保護事業実施施設（7か所） 委託助産院
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> 支援計画の策定 妊娠葛藤相談やこどもの養育相談、自立に向けた相談等の相談支援 入居または通いによる居場所や食事の提供等の生活支援 児童福祉施設、医療機関等の関係機関との連携 医療機関受診、就労支援機関の利用、行政手続等の同行支援等 	<ul style="list-style-type: none"> 支援計画の策定 妊娠出産期の相談支援 居室の提供による居場所支援 医療機関同行支援や関係機関連携 <ul style="list-style-type: none"> 委託助産院による周産期の保健指導、育児指導
対象者	<ul style="list-style-type: none"> 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第5項に規定する特定妊婦 特定妊婦が出産した場合など、出産後においても引き続き支援を行うことが特に必要と認められる産婦 その他、都道府県等が必要と認めた者 	<ul style="list-style-type: none"> 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第5項に規定する特定妊婦で産前8週から産後8週の妊産婦 妊娠・出産に関し、母子生活支援施設における支援が必要と市が判断し、それを希望する産前8週から産後8週までの妊産婦 特段の理由があり、本事業の利用が必要であると市が認めた妊娠22週以降の妊婦
メリット	<ul style="list-style-type: none"> 医療職が常駐している 食事の提供が可能 区（行政）を介さず直接支援ができる（対象者がアクセスしやすい） 	<ul style="list-style-type: none"> 母子生活支援施設の特性上、DV等被害者の避難ができる。 個室の利用が可能 生活資金の提供が可能（支給要件あり）
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> DV等被害者の避難が難しい。 実施責任の整理が必要（要保護児童、生活保護受給者等） 	<ul style="list-style-type: none"> 医療職が常駐していない 生活支援が限定的（食事の提供がない）

本市における目標・方向性

(1) 職員のスキルアップ

特定妊婦の支援において安心安全な出産と子育てが円滑に行えるよう、リスクアセスメントや進行管理、多職種・多機関連携等について職員向けに研修を行い、職員のスキルアップを図ります。

(2) 適切な支援への連携強化

支援を届けたい妊婦を把握し、適切な支援につなげられるよう、相談先の周知や関係機関の連携強化に向けた取組を行います。

(3) 個別訪問の実施

区こども家庭支援課では、妊娠の届出をしたすべての妊婦を対象に、看護職等による個別面接を実施し、組織的に協議して支援方針を決定しています。新生児訪問においては、第一子は希望者全員、第二子以降も支援が必要な方には訪問を行っています。海外の取組においても、個別訪問が最も虐待予防に繋がっている実績があり、母子生活支援施設の地域支援など、子育て短期支援事業の利用につなげるためのアウトリーチ支援についての取組を検討します。

(4) 妊産婦等生活援助事業実施に向けた取組

家庭生活に困難を抱える特定妊婦と出産後の母子等に対する支援の強化を図るため、現在の妊娠期支援事業と妊産婦等生活援助事業の特性を踏まえ、事業の整理・統合に向けての検討や、母子生活支援施設のあり方の検討を行い、妊産婦等生活援助事業を段階的に実施します。

「資源等に関する本市の現状」と「評価のための指標」

評価のための指標	令和5年度の整備・取組状況	見込み (各年度)	R7	R8	R9	R10	R11
妊産婦等生活援助事業実施事業所数	0か所	必要量 要整備	11年度までには実施				
助産施設の設置数	12施設において実施	必要量 要整備	12	12	12	12	12
特定妊婦等への支援に係る職員等に対する研修の実施回数、受講者数	①こども家庭支援課専門職員業務研修(責任職及び専門職員対象)で「ハイリスク妊婦・特定妊婦の支援」について講義。参加者150人程度。 ②特定妊婦研修(※)を実施。参加者200人程度。 ③特定妊婦研修(児童相談所新任者・異動者対象)」を4所で実施。20人程度。	必要量	200	200	200	200	200
		要整備	200	200	200	200	200
妊娠期支援事業の実施数	市内母子生活支援施設(7施設)において実施	必要量	7	7	7	7	7
		要整備	0	0	0	0	0

※…こどもの権利擁護担当係長、職員、支援員、こども家庭支援担当保健師、助産師、社会福祉職、育児支援家庭訪問員、母子保健コーディネーター、女性相談員対象

5 各年度における代替養育を必要とするこども数の見込み

【国の基本的考え方】

現行計画における代替養育を必要とするこどもの数の見込みについて、近年の児童虐待相談対応件数の増加等を踏まえて時点修正する必要がある。その際、市区町村のこども家庭センターを中心とした相談支援や家庭支援事業等の予防的支援による家庭維持の見込数のほか、親子関係再構築に向けた支援等による家庭復帰や親族養育等への移行、養子縁組の成立の見込数を踏まえて算出する必要がある。

本市における現状と課題

(1) 代替養育を必要とするこども数の現状

本市における、児童福祉施設の入退所状況は以下の通りです。

【児童福祉施設の入退所状況の推移】

(単位：人)

	R元年度末在籍		R2年度末在籍		R3年度末在籍		R4年度末在籍		R5年度末在籍	
	入所	退所	入所	退所	入所	退所	入所	退所	入所	退所
乳児院	73		57		59		57		55	
	44	34	28	44	29	27	33	35	29	31
児童養護施設	522		503		501		516		477	
	96	81	92	111	79	81	77	62	52	91
児童自立支援施設	24		13		21		12		12	
	16	14	7	18	15	7	8	17	14	14
福祉型障害児入所施設	116		116		108		108		111	
	28	21	21	21	19	27	24	24	29	26
医療型障害児入所施設	47		47		47		44		40	
	6	10	7	7	3	3	4	7	2	6
児童心理治療施設	42		39		42		41		43	
	10	10	8	11	12	9	8	9	13	11
ファミリーホーム	23		21		21		22		30	
	6	5	4	6	5	5	10	9	13	5
里親	77		89		86		102		109	
	29	31	24	12	24	27	33	17	45	38
自立援助ホーム	18		23		25		23		25	
	19	16	28	23	26	24	20	22	24	22
計	942		908		910		925		902	
	254	222	219	253	212	210	217	202	221	244

※医療型障害児入所施設（重症心身障害児、肢体不自由児）には指定医療機関委託を含みます。

※福祉型障害児入所施設については、児福法第27条第1項3号による措置決定数を載せています。

(2) 一時保護期間の長期化

1件当たりの一時保護日数を全国平均と比較すると、本市は20日程度多くなっており年々長期化する傾向にあります。本市の一時保護専用施設が施設の代替機能を担っていることが示唆されました。

【一時保護件数・延べ日数・平均入所日数の推移（委託含まず）】

		R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
本市	件数	1,381件	1,279件	1,117件	1,226件	1,139件
	延日数	63,776日	66,091日	60,225日	68,600日	66,138日
	平均入所日数	46.2日	51.7日	53.9日	56.0日	58.1日
全国	件数	27,814件	26,519件	26,358件	26,959件	—
	延日数	871,715日	861,513日	862,864日	943,739日	—
	平均入所日数	31.3日	32.5日	32.7日	35.0日	—

※件数及び日数は、年度中に一時保護した児童の入所から退所までの件数及び日数です。

(3) 代替養育が必要なこども数の定義

国の策定要領では、代替養育が必要なこども数の定義は「保護者のないこども又は保護者に監護させることが不相当であると認められるこどもであって、里親・ファミリーホームに委託し、又は児童養護施設等に入所させて養育することが必要である者の数」とされています。

里親等委託率の目標値の設定を主眼とした現行計画では代替養育が必要なこども数を「里親・ファミリーホームに委託し、又は乳児院・児童養護施設に入所させて養育することが必要である者の数」と定義していましたが、今回の見直しでは社会的養育のあり方を幅広く検討することから、「保護者のないこども又は保護者に監護させることが不相当であると認められるこどもであって、里親・ファミリーホームに委託し、又は乳児院・児童養護施設・児童自立支援施設・児童心理治療施設・自立援助ホーム・福祉型障害児入所施設・医療型障害児入所施設に入所させて養育することが必要である者の数（障害児入所施設は契約入所は含まず）」へと見直します。

本市における目標・方向性

(1) 代替養育を必要とするこども数の見込みの計算式

本市では国の策定要領に参考にして、代替養育を必要とするこども数の見込みを以下の計算式で推計することとしました。

(計算式)

代替養育を必要とするこども数＝

こども人口（推計・各歳ごと）×代替養育が必要となる割合（潜在的需要を含む）

(2) 代替養育が必要となる割合

児童相談所の相談対応件数や要保護児童等進行管理台帳の登録数は増加していますが、区役所での未然防止や早期支援の取組等により、代替養育を必要とするこども数との相関関係は必ずしもあ

るとは言えません。潜在的需要の考え方については、過去1年間の一時保護児童のうち（一時保護委託を含む）、令和6年4月1日現在措置されておらず、一時保護日数が2か月以上となるこども数及び複数回一時保護されたこども数を潜在的に代替養育の需要のあるものとししました。（以下、「潜在的需要数」という。）潜在的需要数は、3歳未満で41人、3歳から就学前までで79人、学童期以降で242人いました。潜在的需要も含めた代替養育が必要となる割合は以下の計算式で導き出すこととししました。

（計算式）

代替養育が必要となる割合（潜在的需要を含む）＝

過去3年間の各年度の代替養育数（最大値）の平均＋潜在的需要数

過去3年間のこども人口の平均

また、代替養育が必要となる割合（潜在的需要を含む）は年齢区分ごとに求めると以下のようになりました。

【年齢区分別の代替養育が必要となる割合】

3歳未満	3歳以上就学前	学童期以降	全年齢
0.15%	0.2%	0.28%	0.25%

（3）代替養育を必要とするこども数の見込み

上記の計算式に基づいて、本計画期間における代替養育を必要とするこども数の見込みは以下のように推計しました。

【代替養育を必要とするこども数の見込み（R5迄は実績。「潜在的な需要」は含まない）】（単位：人）

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
3歳未満	89	75	80	68	110	110	112	113	115	116
3歳以上就学前	132	141	151	150	206	201	197	197	195	196
学童期以降	817	820	811	803	1025	1013	997	977	960	940
合計	1,038	1,026	1,042	1,021	1,341	1,324	1,306	1,287	1,270	1,252

（注）5年度までの実績は、「年度末の入所児童数」に「3月中の退所児童数」を足した数値

（4）今後の方向性

本市においては出生数の減少等により、令和3年をピークに人口減少の局面に入っており、児童相談所やこども家庭センター、児童家庭支援センターの機能を生かした早期支援の取組等により新たに代替養育を必要とするこども数は徐々に減少すると思われます。しかし、本市では一時保護専用施設の定員超過が続いており、潜在的需要を含めた場合、代替養育を必要とするこどもの総数は令和5年度までの実績値と比べて2～3割は増加すると思われます。児童養護施設については、県所管施設の協定定員（令和6年度：72人）の将来的な解消が見込まれており、里親委託が推進されたとしても、令和11年度までは市所管児童養護施設の定員は維持する必要があります。

6 一時保護改革に向けた取組

【国の基本的考え方】

- ・安全確保やアセスメントなどを適切に行うという目的を達成した上で、こどもの家庭養育優先原則を踏まえ、まず家庭における養育環境と同様の養育環境を検討する。その上で、安全確保が困難な場合等には、できる限り良好な家庭的環境において個別性が尊重されるべき。また、こどもの年齢等に配慮しつつ、原則として個別対応を基本とすることが必要。こうした取組を進めるため、「一時保護ガイドライン」を踏まえ、引き続き一時保護全般にわたる見直しや体制整備を図ることが必要。
- ・一時保護における家庭養育優先原則を踏まえた体制整備に取り組むとともに、国において策定する一時保護施設の設備及び運営に関する基準を踏まえ、条例で基準を定め、必要な環境整備を行うことが必要。そのため、まずは委託一時保護が可能な里親・ファミリーホームの確保・養成を行うとともに、一時保護専用施設等の確保など一時保護の体制整備充実に努めることが必要。

本市における現状と課題

(1) 本市における一時保護の現状と課題

ア 一時保護の実施状況

本市の一時保護の実施状況の推移は以下の通りです。

【一時保護の年齢別実施状況】

	3年度		4年度		5年度	
	件数	%	件数	%	件数	%
0～2歳	219	14.9	221	13.5	227	14.7
3歳～就学前	263	17.9	348	21.3	286	18.5
小学生	456	31.1	499	30.5	451	29.1
中学生以上	530	36.1	569	34.8	585	37.8
計	1,468	—	1,637	—	1,549	—

イ 一時保護の実施機関（委託先）

一時保護は、児童相談所付設の一時保護施設で実施するだけでなく、こどもの状況に応じて様々な受入先を用意する必要があります。こどもが在籍校に通学を続けられる、地域の関わりを維持することができるなど、より家庭に近い環境での一時保護を基本とするべきですが、一方でシェルターとしての一時保護施設機能も重要であるため、奪還の恐れがあるなど一時保護施設での保護が必要な児童もいます。また、こどもの健康や発達の状況により、医療機関への一時保護委託が必要なこどももいます。

【一時保護の実施機関（委託先）】

(単位：人)

	2年度	3年度	4年度	5年度
一時保護施設	1,279	1,117	1,226	1,139
警察署	0	0	0	2
児童福祉施設	79	116	121	138
里親等	119	80	168	160
その他	160	155	122	110
計	1,637	1,468	1,637	1,549

ウ 一時保護委託の拡大

計画年度前半では、児童福祉施設や里親等への一時保護委託が増加しています。今後も、里親等だけでなく、良好な家庭的環境を提供できる児童福祉施設への一時保護委託を拡充する必要があります。児童福祉施設には様々な職種がおり多角的なこどものアセスメントができる利点や、普段からこどもを学校に通わせるなど地域で生活するノウハウを生かして一時保護児童にもそれを提供することができる利点があります。家庭引取りが難しいと予想される場合は、その後の措置入所も踏まえた対応も可能です。

施設の空きユニット等を活用した一時保護専用施設の整備については、児童相談所の一時保護施設で児童養護施設等への入所待機児が一定数存在することから現在は困難ですが、入所定員に空きが生じる状況になった場合は整備を検討していきます。

エ 一時保護期間の短縮

一時保護の実施は、こどもを日常の生活環境から一時的に分離することになります。本市の一人当たり平均入所日数（一時保護施設）は58.1日であり、一時保護期間はできるだけ短縮する必要があります。一時保護開始後は親子分離の必要性を判断するためのアセスメントを早急に行い、早期に家庭に戻す、または家庭に戻すことが困難な場合はできるだけ良好な養育環境に早期に移行する取組が必要です。

オ 一時保護中に実施したアセスメントの利用

一時保護中は、実施機関などでこどものアセスメントを多角的に行っており、一時保護解除時には、アセスメントをその後のこどもの生活に関わる関係機関と共有することが有効です。現在は、特に家庭に戻るケースについてアセスメントの共有が不十分な場合が散見されます。

(2) 一時保護施設の状況

ア 一時保護施設での一時保護の考え方

これまで一時保護施設はこどもの安全を守ることを重視し、そのためにある程度の制限はやむを得ない事として取り扱ってきましたが、令和4年の児童福祉法改正において、一時保護はこどもの最善の利益を守るために行われるものであり、一人ひとりのこどもの状況に応じて適切に一時保護を行うことができるよう配慮することが大切であることが示されました。

本市では、令和6年度に、法改正の趣旨に従い示された内閣府令に則った「一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例」を制定し、一時保護施設の運営は条例に則ったものとして行うこととなりました。

イ 条例で規定された運営の順守

条例に則った運営をするため、入所している児童の権利に十分配慮し、一人ひとりの人格を尊重した運営が必要となっています。ただし、様々な状況にある子どもを受け入れるため、ある程度の制限があることは否めません。

ウ 一時保護先の変更

緊急時に一旦、一時保護施設に入所させた子どもの中には、環境調整に時間を要するなど中長期に渡る保護の継続が必要な子どももいます。その場合は、より家庭的な環境を提供できる里親宅や入所施設での一時保護に切り替えることを検討する必要があります。

本市における目標・方向性

(1) 一時保護改革に向けた取組

ア 一時保護期間の短縮

これまでも児童相談所では一時保護の期間短縮の取組を進めてきましたが、今後もより一層の期間短縮を目指します。こどもの意見聴取、親権者の一時保護同意が確認できない場合の司法審査対応、子どもを取り巻く環境調査、親子面会の設定などやるべきことは多々ありますが、それらの手続をできるだけ迅速に行い、保護解除決定までに要する期間をできるだけ短縮するよう努めます。

イ 多様な保護先の検討

中学校区に一家庭以上の「一時保護を受けられる里親家庭」を目標とし、里親委託を中心とした地域での一時保護の拡充を目指します。また、これまでの委託先に加え、高年齢児の一時保護は自立援助ホーム・児童養護施設の活用も積極的に考えていくなど、多様な一時保護先を視野に入れて一時保護先の検討を行います。

また、こどもの健康や発達の状況に応じ、必要な医療機関への一時保護委託も進めます。その際は、こどもの健康が回復するなどした時点で、早期により家庭的な環境へ一時保護先を変更します。

ウ 一時保護中に実施したアセスメントの活用

こどもが家庭に戻るときには保育所、学校、児童家庭支援センター、区役所等の様々な機関がこどもとその家庭に関わります。一時保護解除後は、個別ケース検討会やカンファレンス等を通じて、一時保護中のアセスメントを関係機関と共有するようにします。

(2) 一時保護施設の改革

一時保護施設では児童の個別対応を基本とし、設備や体制面においても、条例に基づく基準に適合した運営を継続します。

ア 制限の見直しとこどもへの説明

安全確保のために最低限必要な制限等の正当な理由に基づくものや、公平な保管場所の確保のための私物持ち込み量の制限など合理的な理由に基づくもの以外の制限を行わず、ルールについてこどもに明確に説明を行っていきます。また、制限をする合理的な理由がある場合は、その理由をしっかりとこどもに説明します。

イ 意見表明支援の拡充

一時保護施設で保護中のこどもが自由に意見を表明できるよう、現在行っている意見表明支援を進めながら、制度の拡充についても検討していきます。

ウ 一時保護施設からの通学支援の実施

こどもが希望する場合は一時保護中も在籍校に通学できるように支援します。

エ 適切な一時保護先の検討

一時保護施設での一時保護中はアセスメントを速やかに行い、それでもなお保護の継続が必要なこどもはより制限の少ない一時保護先への移行を検討します。

「資源等に関する本市の現状」と「評価のための指標」

評価のための指標	令和5年度の整備・取組状況	見込み (各年度)	R7	R8	R9	R10	R11
一時保護施設の定員数	189人（令和6年度）	必要量 要整備	189 189	199（定員の超過状況により対応を検討）			
一時保護専用施設や委託一時保護が可能な里親・ファミリーホーム、児童福祉施設等の確保数	一時保護専用施設（一時保護施設）：4か所 委託が可能な里親：102組	委託が可能な里親数	105	107	110	110	110
一時保護施設職員に対する研修の実施回数、受講者数	実施回数：150回 受講者数：延べ985人	必要量	172	174	176	178	180
第三者評価を実施している一時保護施設数・割合（分母：管内の全一時保護施設数）	4施設（100%）	必要量	100%	100%	100%	100%	100%
一時保護施設の平均入所日数	58.1日	必要量	57.5	57.0	57.0	56.5	56.0
一時保護施設の平均入所率 ※保護所の定員（～R03.7…161／R03.8～R04.3…166／R04.4～…177）	R5…100.1%	必要量	100%	100%	98%	98%	98%

7 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組

【国の基本的考え方】

- ・家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念の徹底が必要。予防的支援により家庭維持のための最大限の努力を行うとともに、代替養育が必要なこどもに対しては、里親等委託に対する実親の理解を醸成した上で、まずは里親、ファミリーホームの中から、こどもの意向等を踏まえつつ、こどもにとって最良の養育先とする観点から代替養育先を検討。これらのいずれも代替養育先として適当でない困難な課題があるこどもは、小規模かつ地域分散化された施設等への入所措置を行うことが必要。
- ・その上で、これらの代替養育の開始の時点から、こどもを心身ともに安全かつ健全に養育できるよう家庭に対する支援を最大限に行って家庭復帰を目指すとともに、それが困難な場合には、親族等による養育や特別養子縁組等を検討することが必要。

[7-1] 児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向けた取組

本市における現状と課題

(1) 代替養育におけるパーマネンシー保障

代替養育にあたってはまずは親族等による養育や特別養子縁組が選択され、次に里親委託が優先されますが、本市では児童相談所を介した特別養子縁組成立数は僅かであり、里親委託率も全国平均より低い状況になっています。また親族里親による養育の実績も少ないのが実情です。

施設の状況については、小規模グループケア化は進展していますが、地域小規模施設などの数は増えていません。また施設職員の定着の困難さがあり、特定の養育者による継続的な関わりには課題があります。

(2) パーマネンシー保障の理念を踏まえた代替養育先への支援の移行

家庭養育から代替養育への移行は、こどもにとって養育者の変更だけでなく、友人や学校等の地域との分断が同時に発生し、パーマネンシー保障の観点からも課題があります。地域のつながりを意識した（親族）里親、ファミリーホーム、入所施設の選択も大切です。

(3) 措置変更時の課題

代替養育の適用となったこどもの中には、ケアニーズの変化により措置変更等が必要となるこどももいます。その際、現在の養育者と新たな養育者が協力関係を密にし、こどもに不安を感じさせないことが重要です。また措置変更後も以前の養育者との関係継続を保障する必要があります。

(4) 実親等保護者との関係の保持

代替養育は家庭引取りの可能性が高いこどもについてはできる限り短期間とし、早期の家庭引取りを実現できることが望まれますが、近年入所等の期間は長期化する傾向にあります。実親宅に戻るだけでなく、親子関係を改善し再構築することを支援の目的とし、そのための親子の交流の保持が重要です。

本市における目標・方向性

(1) 代替養育におけるパーマネンシー保障を担う職員体制の構築

本市児童相談所では平成17年度より支援係に家庭支援担当を置き、社会的養護対象ケースの親子再統合業務を担ってきました。また令和5年度からはこころのケア係の児童心理司1人が家庭支援業務を兼務しています。今後、国の示す親子関係再構築事業を進めるにあたり、業務内容の見直しと必要に応じた体制の強化について検討していきます。

(2) こどもの養育のパーマネンシー保障

ア 親族里親の積極的な委託の検討

代替養育に伴うこどもの様々な関係性の喪失を防止するために、親族里親への委託は有効な選択です。実親との関係性などの課題もありますが、より積極的な支援の選択肢として活用していきます。

イ 養子縁組と里親委託の増進

代替養育を必要とするこどもについては、早期に特別養子縁組の可能性について判断します。また、望まない妊娠を契機とした児童虐待を防止するためにも、こどもを託すという選択があることを周知していくよう取り組みます。

また、里親委託を進めていくためには養育里親の登録数を大幅に増やすことが必要です。里親希望者を増やすため制度の周知方法を見直します。

ウ 代替養育における親子関係の保持

代替養育の開始時に、すべてのこどもについて家庭引取りまたは親子交流についての支援プランを策定します。できるかぎり早期に家庭引取りが実現できるよう支援するとともに、引取り後も里親や施設、児童家庭支援センターなどが家庭の支援を継続できる仕組みを構築します。また家庭引取りが困難な場合であっても親子の関係が途切れないよう支援していきます。

「資源等に関する本市の現状」と「評価のための指標」

評価のための指標	令和5年度の整備・取組状況	見込み (各年度)	R7	R8	R9	R10	R11
里親・ファミリーホームや施設(乳児院・児童養護施設)の平均措置期間	◆R5年度末在籍児の平均措置期間 ・里親 1439日(3年12か月) ・ファミリーホーム 983日(2年9か月) ・乳児院 506日(1年5か月) ・児童養護 1926日(5年4か月) ・全体 1688日(4年8か月)	平均措置期間 /日	措置期間はこどもの状況によって変わるもののため、それぞれのこどもの状況に応じた期間を設定する。				
こどもの家庭復帰が難しい場合の親族等養育、特別養子縁組の検討など、早期のパーマネンシー保障に必要な判断・支援を着実に実行して長期措置を防ぐための児童相談所における専門チームや担当係の配置などの体制整備の状況	・児童の中長期的な支援方針の決定は係長、SV、児童担当福祉司、担当児童心理司がチームで取り組む。 R5年度：係長17人、SV17人。	SV配置数 要整備	調整中				

[7-2] 親子関係再構築に向けた取組

本市における現状と課題

(1) 親子関係再構築への課題

親子関係の再構築支援にあたっては親支援が重要となりますが、親自身に逆境的小児期体験（ACEs）があることや、精神疾患があるなど生きづらさを抱えていることも多く、支援の難しさがあります。虐待等により傷ついたこどもと同様に、親もその前の世代から不適切養育を受けていた可能性があり、こころのケアが必要となっています。また代替養育が必要となる段階では親子関係がかなり悪化しているため、その修復のための支援には相当の専門性が求められます。

(2) 一時保護における親子関係再構築

初回の一時保護の段階では親子関係の悪化がそれほど進行していない場合があります。親子関係再構築への支援を有効に行うことができます。虐待等の再発による長期間の親子分離を防止するためにも一時保護解除後は区役所とも連携し、アーリーヘルプを意識した支援が必要とされます。

(3) 民間支援事業所との連携

親子関係再構築についてはいくつかの専門的プログラムが開発されています。児童相談所の職員は個々の事例に最適なプログラムを実施できるようスキルを身につける必要がありますが、支援のすべてを児童相談所が行うことには限界があることから、民間団体との連携や事業を委託するなどの取組が求められます。

本市における目標・方向性

(1) 親子関係再構築支援の体制の強化

本市児童相談所では家庭支援担当の児童福祉司と児童心理司が親子再統合業務を担ってきましたが、その役割について親子関係再構築支援をより充実させるための仕組みを検討します。あわせて専門的プログラムのスキルの習得や、民間団体との連携を進める体制を整備します。

(2) 区役所における親子関係再構築支援

一時保護や社会的養護から親子が地域での生活を再開するにあたっては、親子関係再構築についての区役所の理解と支援が重要となります。またDV相談や生活困窮支援、障害サービスなど区の支援が在宅生活を継続させるために必須になる場合が多くあります。そのため児童相談所は援助方針を区役所と共有し、地域における親子支援について連携を進めます。

(3) 民間団体との協働

民間活用等に関しては、家庭支援担当が中心となり、地域の民間団体による支援の情報を収集し業務委託につなげるなど、児童相談所による支援に拒否的な保護者への支援メニュー（家族再統合プログラムの作成や親支援、子育て養育研修など）の確保を進めていきます。

(4) 里親・ファミリーホーム・施設との連携

代替養育の適用中の親子関係再構築支援においては、児童相談所は里親やファミリーホーム、施設と情報共有を密にし、連携していきます。また、こどもが家庭引取りとなった後もパーマネンシー保障を意識した支援が継続するようにします。

「資源等に関する本市の現状」と「評価のための指標」

評価のための指標	令和5年度の整備・取組状況	見込み (各年度)	R7	R8	R9	R10	R11
親子再統合支援事業による各種支援の実施件数	R5年度実績 10件50回	事業の実施件数の合計	60	60	70	70	70
		カウンセリング事業委託機関数	0	0	1	0	0
親子関係再構築支援の専任職員の配置や専門チームの設置等の支援体制の整備状況	家庭支援担当専任福祉司を配置。ケア係に業務担当として家庭支援担当心理司を設置。	家庭支援担当専任福祉司数	調整中				
		要整備					
親への相談支援等に関する児童相談所職員に対する研修の実施回数、受講者数	実施回数：11回 受講者数：延べ333人(1回あたり30.3人)	受講者数	335	335	365	365	365
		研修実施回数	11	11	12	12	12
児童心理司を中心とした保護者支援プログラム等に関する研修の実施回数やライセンス取得	5年度研修受講実績(※) ・TF-CBT 研修4人、ライセンス取得者15人(毎年4人追加) ・AF-CBT 研修2人、ライセンス取得者4人(毎年2人追加) ・PCIT 研修4人、ライセンス取得者4人(今後維持) ・CARE 13人受講、ライセンス取得者69人。 6年度以降も毎年1コース(3時間×2回)を機関内研修で実施し、1年目職員が必ず受講することで、全児童心理司が資格取得できている状態を維持する。	ライセンス取得/3プログラム合計	98	104	110	116	122
		所内研修実施回数/(CARE)※他の研修は外部派遣	1	1	1	1	1
民間団体等への委託による保護者支援プログラム等の実施件数	5年度実施 ・カウンセリング事業、親子関係評価事業 計10件50回	2事業の実施回数	50	50	60	60	60
		カウンセリング事業実施機関数	0	0	1	0	0

※TF-CBT (トラウマフォーカスト認知行動療法)

: 3歳~18歳までの児童に適用される PTSD の治療法。親、養育者も並行してプログラムに参加
AF-CBT (争いや怒り、しつけについての心配事を抱えた家族のためのプログラム)

: 身体的虐待や体罰の加害者である親と子どもを対象とする治療。対象は5~17歳

- ① 有害で危険性のある養育方法を排除する、②親子関係をよりよいものにする、
- ③ 子どもの情緒・行動上の問題を改善し社会性を高めることを目的とする。

PCIT (親子相互交流療法)

: 2歳半から7歳の幼児と保護者を対象とした親子の相互交流を改善、強化、促進する治療

CARE (こどもと大人の絆を深めるプログラム)

: 親、養育者等、おとなを対象とした心理教育プログラムで、PCIT の概念を基にしている。

[7-3] 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

本市における現状と課題

(1) 特別養子縁組の現状

本市の特別養子縁組における成立件数は少ない状態が継続しています。特別養子縁組を希望する、また児童相談所が必要性を説明しても同意する実親が少ないことが理由です。

(2) 民間あっせん機関との連携の状況

本市には民間あっせん機関が存在せず、市外の民間あっせん機関との連携は必要な際のみとなっています。

(3) 縁組の養育者とこどもへの支援

特別養子縁組成立後、こどもの発達の問題や非行、真実告知の実施方法などについて悩んでいる養育者は珍しくありません。現状では、縁組成立後は児童相談所の支援を離れ地域の一般的な育児支援制度を利用することになるほか、里親会に加入しない縁組里親もいるなど養育里親に比べ支援が薄くなりがちです。そのため特別養子縁組成立後の支援について区役所が縁組への専門性を踏まえた支援ができるようよう、区役所の縁組への理解促進や行政と民間機関等による連携が必要です。

(4) 縁組を希望する養育者への支援

特別養子縁組による長期間のこどもの養育の中で、縁組ならではの悩みや課題もあります。縁組による養育の良い点だけでなく、取り組むべき課題をこどもの委託前に養育者が学ぶ機会を民間機関等と連携しながら提供することも必要です。

本市における目標・方向性

(1) 特別養子縁組に向けた取組

実親による養育が困難なこどもにとって、特別養子縁組はパーマネンシー保障の観点からより良い選択です。特に親が行方不明であり、又は長期間にわたり親との交流がないこどもについては、将来のこどもの意向など長期的な視点も踏まえながら特別養子縁組についてより良い代替養育の選択肢の1つとして検討し、早期の段階で判断を行います。

(2) 縁組成立後に支援を希望する方への支援

特別養子縁組の成立後も、児童相談所による支援が地域の支援に移行し、その後も専門性を踏まえた支援の継続を区役所と連携し検討します。関係機関と連携して必要な状況把握や情報提供、助言ができる仕組みについても検討します。また今後整備する予定の里親支援センターなどを中心に、特別養子縁組成立後も継続した支援ができる体制を構築します。

～里親の種別～

養育里親	家庭に戻る可能性があるこどもを養育する里親
養子縁組里親	養子縁組を前提としたこどもを養育する里親
専門里親	被虐待児、非行児童、障害児等を養育する里親
親族里親	扶養義務者（直系血族及び兄弟姉妹）及びその配偶者によりこどもを養育する里親

「資源等に関する本市の現状」と「評価のための指標」

評価のための指標	令和5年度の整備・取組状況	見込み (各年度)	R7 R8 R9 R10 R11				
			R7	R8	R9	R10	R11
児童相談所を通じた特別養子縁組の成立件数	7件	成立件数	特別養子縁組が必要なこどもに適切に実施する。				
民間あっせん機関を通じた特別養子縁組の成立件数	8件	成立件数	特別養子縁組が必要なこどもに適切に実施する。				
親との交流が途絶えたケース、親の行方不明、特別養子縁組不同意ケース等に係る児童相談所長による特別養子適格の確認の審判の申立件数	0件	必要量	特別養子縁組が必要なこどもに適切に実施する。				
里親支援センターやフォスタリング機関（児童相談所を含む）、乳児院、民間団体等による特別養子縁組等の相談支援件数	R5 年度実績（児童相談所） ・特養の相談支援に進んだ ケース数：7	相談支援件数	特別養子縁組が必要なこどもに関する相談があれば、適切に対応する。				
特別養子縁組等に関する研修を受講した児童相談所職員数	・外部研修受講：5人 ・所内研修受講：50人	研修受講職員数	55	55	55	55	55
		児童相談所内研修実施回数	1	1	1	1	1
民間あっせん機関に対する支援、連携の有無	なし	必要量	連携の必要性とニーズを検討していく。				

8 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組

【国の基本的考え方】

- ・代替養育を必要とするこどもに対しては、一時保護時や何らかの障害のあるこどもも含め「家庭と同様の養育環境」である里親・ファミリーホームへの委託を原則として検討する必要がある、特に就学前の乳幼児期は養子縁組や里親・ファミリーホームへの委託を原則とする。
- ・国は令和11年度までにすべての都道府県において乳幼児の里親等委託率75%以上、学童期以降の里親探し50%以上を実現するための取組を推進する。すべての都道府県において、乳幼児75%以上、学童期以降50%以上の里親等委託率となるよう数値目標と達成期限を設定する。
- ・児童福祉施設として新たに位置づけられた里親支援センターにおいて、里親のリクルートから里親等委託措置の解除後における支援に至るまでの一貫した里親等支援が効果的に実施されるよう、国において策定する実施要綱等を踏まえて、その設置を促進することが必要。

[8-1] 里親・ファミリーホームへの委託こども数の見込み等

本市における現状と課題

本市の里親等委託こども数は依然として少ない状況にあります。それには以下のような要因が考えられます。

【本市における里親等委託の状況】

	2年度	3年度	4年度	5年度
委託こども数	110人	107人	124人	140人
里親等委託率	16.4%	16.0%	17.8%	20.7%

(1) 養育里親数の不足

【里親の登録・委託状況（令和5年度）】 (単位：組)

	新規登録数	年度末登録数	里親委託状況
養育里親	26	203	87
専門里親	1	3	2
養子縁組里親	16	71	6

本市では、里親に委託されているこどもは養育里親への委託がほとんどを占めています。現在も、里親フォスタリング機関と連携して広報啓発、里親リクルート等に努めていますが、養育里親数を増やす取組により一層力を入れ、養育里親の登録数を増やしていく必要があります。

(2) ファミリーホーム数の不足

本市のファミリーホーム数は人口比の観点からも少なくなっています。家庭養育推進にあたり最も効果的であるファミリーホームの設置をさらに進めていく必要があります。物件が見つかりにくいなどの運営開始時のハードルの高さへの対応も必要であり、また、入所者が4人以下の場合、支援員を雇用すると経営的に厳しくなるなど、ファミリーホームの措置費の仕組みが「家族運営」をベースとした制度設計となっていることも課題です。

(3) 課題のあるこどもの委託

社会的養護を必要とするこどもは不安定なアタッチメント形成や発達特性などに起因する様々な課題を抱えていることが多く、里親等委託を推進していくためには、これらのこどもも里親等への委託を考える必要があります。そのためには、里親個々のスキルアップのための取組や、専門里親の育成が必要です。

(4) 里親等委託を進めるにあたっての留意点

以下のような留意点があることも考慮して、里親等委託を進めていく必要があります。

- ア 里親家庭を望まないこども（家庭というものに抵抗がある、施設で育ち家庭復帰して再保護になった等）の存在も考慮する必要があります。
- イ 実親の同意がなかなか得られないことが、里親等委託を進める上での壁となっています。実親に「こどもを取られてしまう」という不安を抱かせないための説明等の工夫が必要です。
- ウ 現行制度では養子縁組里親と養育里親は異なる役割が期待されていますが、家庭養育とパーマネンシー保障の点は共通しています。委託するこどもの多様なニーズに合わせ、養子縁組里親への一時保護委託等を積極的に行うなど、種別にこだわらない委託を検討すべきです。またそのための里親の意識改革や研修が必要となります。
- エ 里親等委託推進に伴う、児童相談所の業務負担増を抑える取組が必要です。例えば、里親と実親が面会するにあたっての児童相談所職員の立会いが土日になるなど、今後里親委託数が増加すると、児童相談所業務をさらに圧迫する可能性があります。
- オ ファミリーホームの運営を始めるにあたっては、既存のホームの協力を得るなどして研修や実習を実施し、事前に運営のイメージを把握しておく必要があります。また地域の理解が欠かせないため、ホーム設立と共に地域との関係づくりのための支援も必要です。
- カ 行政は「介入」を主とした業務、民間機関は「相談支援」を主とするなど、行政と民間機関との役割分担を明確にしていく必要があります。

本市における目標・方向性

(1) 里親等委託が必要なこども数の見込み

ア 国の定める算式による推算

国が示す算式により算出された数値に基づき、令和5年度実績から年齢区分ごとの里親等委託が必要なこどもの割合を算出しました。

【令和5年度実績と里親等委託が必要なこども数の推算】 (単位：人)

	5年度実績	算式1	算式2
代替養育を必要とするこども数	1021	1021	1021
特定施設の入所こども数	206	206	206
里親等委託が必要なこどもの割合	—	0.606	0.340
里親等委託が必要なこども数	139	494	277

イ 里親等委託が必要なこどもの数の見込み

上記アで求めた数値に基づき、計画期間中の各年度の里親等委託が必要なこどもの数の見込みを推計します。里親等委託が必要なこども数は、項目5で推算した「代替養育を必要とするこども数」を推計します。

も数」をもとに算出しています。代替養育を必要とするこども数と同様に、微減で推移すると見込まれます。里親への複数委託を推進することで、こども数に対する必要な里親数の割合は減少していく見込みです。

◆里親等委託が必要なこども数の見込み（算式1に基づく）（単位：人）

	算式1	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
里親等委託が必要なこども数	494	685	675	664	653	642	632
3歳未満		67	67	68	69	69	70
3歳～就学前		116	113	111	110	109	110
学童期以上		503	495	486	474	464	452
委託に必要な里親数	479	670	659	648	635	622	610

(2) 里親等に委託されるこども数の増加を図る取組

ア 養育里親数の増加

本市では里親委託を必要とするこどものうちでは養育里親に委託すべきこども数が多いため、養育里親数不足の解消を目指します。

【これまでの養育里親登録数の推移】（単位：組）

	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6※
新規認定数	11	29	24	26	8
年度末登録数	148	170	184	206	—

※R 6年度は4月から10月までの実績を記載。

※R 3年度からR 5年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により新規認定が滞っていた方々の認定が進んだ。令和6年度からはその影響がなくなる見込み。

(ア) 民間フォスタリング機関の活用と区・児童家庭支援センターとの連携強化

新規認定里親増加のために、本市が委託している民間フォスタリング機関と連携し、広報啓発活動、里親リクルート活動、里親の相談支援の充実に取り組みます。また児童家庭支援センターとの連携を強化し、地域における里親支援を推進します。そのために、区職員への里親制度の周知を進めるとともに、区と委託里親の情報を共有します。行政と民間機関の連携を強化するために、役割分担の明確化を進めます。

(イ) 養子縁組里親の活用と養育里親への転換の推進

養子縁組里親への年間の委託児童数はごく少数であり多くが未委託となっています。一時保護委託や短期委託を積極的に行うほか、より多くのこどものニーズに応えるため養子縁組里親から養育里親への転換を推進します。

(ウ) 養育里親の再アセスメント

既に登録している養育里親について、個々の里親の状況に応じた再アセスメントを行い、新た

な委託の可能性を探ります。アセスメント結果をマッチングにも生かし、複数委託を含めた委託の拡大を図ります。

【認定養育里親数の見込み】 (単位：組)

	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R10	R11
新規認定数	26	18	20	22	23	24	25
縁組からの転換	—	2	2	2	3	3	3
養育里親計	206	226	248	272	298	325	353
委託可能な養育里親数	94	98	113	130	148	167	187

イ 専門里親への転換の推進

経験豊富な里親の専門里親への転換を推奨し、専門的な対応を必要とするこどもを少しでも多く里親委託できるように取組めます。

ウ 適切なマッチングの推進

里親委託を進めるためには、こどもと里親のマッチングも重要です。委託後の不適切養育等の発生防止のためにも、こどもと里親の置かれた状況や地域性に注目するだけでなく、相性なども考慮する必要があります。市内各児童相談所が単独でマッチングを考えるのではなく、市全体でこどもと里親の適切なマッチングを考えます。

エ ファミリーホームの新規開設支援

経験豊富な里親へのアプローチを中心に、ファミリーホームの新規開設支援を行っていきます。また物件探しの支援、開設費用の支援を行います。

(3) 里親等委託の見込み

ア 社会的養護下のこども数の見込み

ここでは、里親・ファミリーホーム・乳児院・児童養護施設に入所しているこども数を「社会的養護下のこども数」としています。

計画年度前半の社会的養護下のこども数は、一定の範囲内で増減を繰り返しており年齢別の差異は見られません。本市の児童人口は減少傾向が予測されていますが、今後数年間の社会的養護下のこども数は、児童人口の減少数よりも緩やかな減少になると予測されます。

【社会的養護下のこども数の見込み】 (単位：人)

	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R10	R11
社会的養護下のこども数	671	675	675	674	673	672	671
3歳未満	63	67	67	67	68	68	68
3歳から就学前	117	115	115	115	115	114	114
学童期以降	491	493	492	492	491	490	489

イ 里親等への委託可能なこども数の見込み

本市では里親等委託が必要なこども数に比べて登録養育里親数が不足しているため、里親等へ委託可能なこども数は、委託可能な里親数の増減に大きく左右されます。ファミリーホームの新

設数もあまり増加は見込めないため、必要とされるこども数までの委託数の増加が難しくなっています。

【里親等委託下のこども数の見込み】

(単位：人)

	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R10	R11
委託可能な里親数	94	98	113	130	148	167	187
里親委託可能なこども数	109	113	129	146	166	187	209
ファミリーホーム入所のこども数	30	34	34	34	38	38	38
里親等委託下のこども数	139	147	163	180	204	225	247
3歳未満	19	22	25	28	30	32	34
3歳から就学前	34	37	40	42	45	48	50
学童期以降	86	88	98	110	129	145	163

ウ 里親等委託率推移の見込み

上記ア、イにより、本市の里親等委託率の推移の見込みは以下のようになります。

【里親等委託率の推移の見込み】

(単位：%)

	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R10	R11
里親等委託率	20.7	21.7	24.2	26.7	30.4	33.5	36.8
3歳未満	28.4	32.6	37.1	41.5	44.4	47.3	50.2
3歳から就学前	30.1	32.2	34.9	36.7	39.3	42.0	43.7
学童期以降	17.5	17.8	19.9	22.3	26.3	29.6	33.3

(4) 里親等委託を必要とするこどもの支援

社会的養護を必要とするこどもに必要な生活の場は、それぞれのこどもの状況によって変わります。長期に社会的養護が必要と見込まれるこどもはより家庭的な環境が提供できる里親・ファミリーホーム、高いケアニーズのあるこどもは施設で専門性の高いケアを行ったのちに里親等委託を進めるなど、里親・ファミリーホーム・施設がそれぞれの良さを生かして、こども一人ひとりに多様な選択肢を用意していく必要があります。

本市では里親・ファミリーホーム・施設の持てる力を最大限に活用して、社会的養護を必要とするこどもの生活を支えていきます。

資源等に関する本市の現状と「評価のための指標」

評価のための指標	令和5年度の整備・取組状況	見込み (各年度)	R7	R8	R9	R10	R11
委託子ども数（養育里親、専門里親） （人）	計 140人	必要量	163	180	204	225	247
	3歳未満：19人		25	28	30	32	34
	3歳以上の就学前：34人		40	42	45	48	50
	学齢期以降：86人		98	110	129	145	163
里親等委託率（％）	計 20.7％	必要量	24.2	26.7	30.4	33.5	36.8
	3歳未満：28.4％		37.1	41.5	44.4	47.3	50.2
	3歳以上の就学前：30.1％		34.9	36.7	39.3	42.0	43.7
	学齢期以降：17.5％		19.9	22.3	26.3	29.6	33.3
里親登録率（養育里親、専門里親） （％）	登録率：41.7％	必要量	49.1	52.5	57.7	62.2	66.8
里親稼働率（養育里親、専門里親） （％）	稼働率：49.7％	必要量	49.2	50.9	52.6	53.9	55.0
里親登録数（組数）	養育里親：203組	必要量	248	272	298	325	353
	専門里親：3組	必要量	4	4	5	5	6
	養子縁組里親：71組	必要量	70	70	70	70	70
新規里親登録数（養育里親） （組数）	養育里親：26（他種別からの転換含む）	必要量	20	22	23	24	25
	専門里親：1	必要量	1	0	1	0	1
	養子縁組里親：16	必要量	積極的な勧奨は行わない。				
委託里親数（組数）	養育里親・専門里親	必要量	113	130	148	167	187
	養子縁組里親：	必要量	積極的な勧奨は行わない。				
ファミリーホーム数 （新規ホーム数含む）、委託子ども数	ファミリーホーム数（か所数） （R5実績：7か所）	必要量	8	8	9	9	9
	委託子ども数（人） （R5実績：30人）	必要量	34	34	38	38	38
里親登録（認定）に対する委託里親の割合 （養育里親）（％）	R5年度 40.8％	必要量	45.7	47.9	49.8	51.5	52.9
里親登録（認定）に係る都道府県児童福祉審議会の開催件数	4回／年	必要量	4	4	4	4	4
		要整備	4	4	4	4	4

〔8-2〕里親等支援業務の包括的な実施体制の構築に向けた取組

本市における現状と課題

（1）里親フォスタリング機関

現在は令和5年9月からNPO法人が里親フォスタリング機関として全市をカバーして里親フォスタリング事業を実施し、まずは里親登録者の確保を重点に事業を行っています。

（2）施設や児童家庭支援センターとの里親情報の共有

地域の里親に関する情報について、里親支援専門相談員が配置された児童養護施設や乳児院及び児童家庭支援センターと共有できていないため、里親情報を関係者で共有できる仕組みを構築する

とともに、施設と里親とが関係性を築くビジョンを描く必要があります。これら施設は、里親と距離の近い支援を行うことが可能であり、里親が地域に支えられ、地域の方々にとっても里親がより身近な存在になることにつながります。

(3) 里親の「身近な支援者」の位置づけ

里親フォスタリング機関、里親支援専門相談員は、里親の「身近な支援者」の位置づけが望ましいと考えます。こどもの措置権者である児童相談所に対しては、里親が気軽に相談しにくい場合があることを想定しておかねばなりません。

(4) 区役所のネットワークの活用

里親の広報啓発・リクルートについて区役所のネットワークや機能の活用を推進していく必要があります。

(5) 里親支援センターの設置に向けた課題整理

里親支援センターの設置に向けて、里親支援センターの役割とフォスタリング機関との今後の役割分担や移行するスケジュールのイメージを関係者で共有する必要があります。里親支援センター稼働後のフォスタリング機関の役割や里親支援専門相談員の役割について明確にしておく必要があります。

本市における目標・方向性

(1) 里親支援センターの設置に向けた取組

里親支援センターの設置を進めていくにあたっては、市域全体を管轄するか地域別の運営とするかの検討が必要です。将来的には里親家庭が350組以上必要であることを踏まえ、その数の里親支援ができる里親支援センターを想定しなければなりません。また、第二種社会福祉事業としての里親支援センターの役割を明確にする必要があります。

(2) 「里親支援センター等のあり方検討会」の設置

里親支援センターの設置及びフォスタリング機関との分担、里親支援専門相談員の役割整理については、令和7年度に行政及び関係者による「里親支援センター等のあり方検討会」で里親支援センター等の将来像を検討した上で、今後の設置に向けて検討を進めていきます。

(3) 「里親支援センター等のあり方検討会」での検討内容

「里親支援センター等のあり方検討会」では、里親支援センターが実施する支援内容のほか、フォスタリング機関と里親支援センターの住み分け、複数個所の設置とする場合の業務平準化の方法里親の種類（養育・養子縁組）や委託児童の年齢で所管する里親支援センターを分ける必要性の有無等の検討を行い、複数設置による里親のエリア分けによる分断問題も考慮しながら、設置数と設置スケジュールについてまとめていきます。併せて、里親支援センターの設置後の里親支援専門相談員の役割についても整理していきます。

(4) 里親支援センター設置後の里親支援

里親支援センター開設後は、24時間の電話相談対応や、里親委託直後の最低2か月間は手厚い支援を行うなど、里親委託後の支援に力を入れる必要があります。特に、共働きの里親家庭の増加に対応できるよう、保育所探しの支援や土日夜間の訪問支援、里親支援センターにおける里親レスパイトの実施などを進めていきます。また、里親支援センターと区役所の連携によるリクルート活動

も検討していきます。

【里親フォスタリング機関と里親支援センターの概念図】

	里親支援センター	里親フォスタリング機関
実施団体	未定(社会福祉法人やNPO等を想定) ※法人格の法的制約はない。	NPO 法人さくらみらい横浜 (本市はR5年9月に民間委託開始)
設置根拠	児童福祉法 (「里親支援センター設置運営要綱」、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」)	児童福祉法 (「里親養育包括支援事業実施要綱」)
制度設立の経緯	令和4年改正児童福祉法(令和6年4月施行)で、新たに児童福祉施設として位置付けられた。	平成28年改正児童福祉法(平成29年4月施行)で、新たに里親支援について都道府県(児童相談所)の業務として位置付けられた。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・里親制度等普及促進、リクルート業務 ・里親等研修、トレーニング業務 ・里親等委託推進業務 ・里親等養育支援業務 ・里親等委託児童自立支援業務 	<ul style="list-style-type: none"> ・里親制度等普及促進、リクルート業務 ・里親等研修、トレーニング業務 ・里親等委託推進等業務 ・里親等養育支援業務(一部実施) ※上記は本市の実施状況
事業内容の実施範囲	すべて実施(一部未実施は不可)	一部の実施でも可能
運営の位置づけ	児童福祉施設 (原則として事業者の変更なし)	行政からの委託 (定期的に受託者選定あり)
運営経費	措置費(義務的経費)	国庫補助金と市で1/2ずつ負担
里親支援センター、フォスタリング機関設置のメリット	<p>【共通のメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営業経験のある人材活用やマーケティング手法を生かした民間機関ならではのリクルート手法によって、多様な里親等を開拓できる。 ・委託決定の権限をもつ児童相談所とは異なる立場にあるため、里親等とチームを組みやすく、里親等の思いに寄り添ったサポートが行える。 ・人事異動がある行政機関とは異なり、一定期間の継続性や一貫性を意識した人材の確保及び育成により、フォスタリング業務に関する専門性と経験が蓄積され、里親等との継続的な信頼関係を築くことで、高度な実践が可能となる。 <p>【里親支援センターのメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年4月施行の改正児童福祉法で新設された「里親支援センター」の方が、事業実施期間、運営経費、職員の配置などで、フォスタリング機関より安定して里親支援を行えるメリットがある。 	

【里親支援センターへの移行イメージ】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
社会的養育推進計画 (令和7年度から11年度)	計画策定					
	(里親支援センターの設置を計画に明記)					
「里親支援センター等のあり方検討会」で詳細を議論						
		「里親支援センター等のあり方検討会」で詳細を議論				

資源等に関する本市の現状」と「評価のための指標」

評価のための指標	令和5年度の整備・取組状況	見込み (各年度)	R7	R8	R9	R10	R11
②里親支援センターの設置数、民間への委託数	0か所	必要量	令和7年度に「里親支援センター等のあり方検討会」で設置個所数等の検討を進める				
		要整備					
②民間フォスターリング機関の設置数	1か所	必要量					
		要整備					
②基礎研修、登録前研修、更新研修などの必修研修以外の研修の実施回数、受講者数	現任研修の参加人数 45人（令和5年度実績）	必要量	110	120	130	140	150

9 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

【国の基本的考え方】

- ・家庭では実施が困難な専門的ケアを要する、又は年長児で家庭養育に対する拒否感が強いなどという理由で施設養育が必要とされるこどもに対しては、地域小規模児童養護施設や分園型小規模グループケアで養育されるよう、必要な措置を講ずることが必要。
- ・児童家庭支援センター等の併設の検討や家庭支援事業の実施等、その専門性を多機能化・機能転換を図る中で発揮することが必要。

本市の現状と課題

(1) 施設で養育が必要なこども数

計画年度前半の傾向を見ると、施設養育のこども数は一定の範囲内で増減を繰り返しており年齢別の差異は見られません。

施設養育は、家庭養育では受入れが困難なこどもに対して、安全な環境で専門的なケアが提供できるほか、家庭に拒否感がある児童の養育や、兄弟姉妹が離れることなく同じ環境で養育できるというメリットがあります。そのため、今後も一定のニーズがあると思われます。

本市の児童人口は計画年度前半から減少傾向であり、今後も減少傾向の継続が予測されていることから、施設で養育が必要なこども数も一定の減少が予測されます。しかし、施設で養育が必要なこども数は計画年度前半も目立った減少がなかったことから、その減少数は児童人口に比べ緩やかなものになると考えられます。

◆施設で養育が必要なこども数の見込み（R5までは実績）（単位：人）

	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R10	R11
3歳未満	55	46	48	44	48	48	48	48	48	48
3歳以上就学前	99	111	113	98	105	105	105	105	104	105
学童期以降	644	646	640	621	637	636	635	634	633	632
合計	798	803	801	763	790	789	788	787	786	785

(2) 施設の運営形態

ほとんどの施設において少人数でユニット化された生活環境を確保しています。市内所管の乳児院及び児童養護施設では、できる限り家庭的な養育環境の実現に向けて定員のうち43%は、小規模グループケアや地域小規模児童養護施設といった家庭的な養育形態を取り入れています。また、施設から離れ地域の中でより家庭に近い形で生活する「地域小規模児童養護施設」を設置しているのは、11か所ある児童養護施設のうち3か所となっています。

【市所管乳児院及び児童養護施設の運営形態（令和5年度末）】

運営形態	定員	割合
施設養護	698人	100%
家庭的養護		
小規模グループケア		
敷地内	206人	29.5%
敷地外（分園型）	58人	8.3%
地域小規模児童養護施設	36人	5.2%

（3）小規模化・地域分散化による職員負担の増大

施設では小規模化、地域分散化するほどに、職員の負担が増加していくことが危惧されます。また、施設職員募集の応募も少なく職員確保が課題となっています。小規模化・地域分散化はこどもの個別のニーズに対応しやすい一方で、職員もこどもも逃げ場がないという問題もあります。小規模化・地域分散化によって、職員同士の連携の難しさ、こどもが不安定な時の緊急対応等、経験の浅い職員が多い現場では大きな課題となっています。

（4）困難な課題を抱えているこどもの増加

本市では、児童心理治療施設への入所待ち児童が多く、中には1年以上も入所待機している等、より困難な課題を抱えているこどもを受け入れられる施設が限られています。現状では特に、自傷行為や不登校、発達障害を起因とした対人関係や行動上の課題があるこどもは、児童養護施設での受入れが困難です。また、高年齢児は里親とのマッチングも難しく、児童養護施設も職員体制や他児との組合せの問題等から入所先の確保が困難な傾向があります。その結果、施設入所待ちのため一時保護施設で長期間入所待ちをする状況になっています。

本市における目標・方向性

（1）こどものニーズに合わせた多様な養育形態の確保

こどもの性格や意向も様々であるため、一時的な生活場所であっても、自分が生活したい場所をこども自身が選べることが重要です。人との距離を保つことが難しいなど、里親やファミリーホームではなく中規模の集団の方が合うこどももいるため一人ひとりのニーズに応えられるように、多様な施設形態・種別を用意する必要があります。

（2）乳児院の多機能化・高機能化の推進

乳児院は小規模化・地域分散化の方向性ではなく、障害児や病虚弱児、被虐待児等の、ケアニーズの高い乳幼児を受け入れ、多職種が協働して養育機能を発揮していくことが期待されます。今後は、地域で暮らすこどもたちのパーマネンシー保障の観点から、予防的支援機能の強化が重要です。実親のもとで暮らし続けられるように、区役所の母子保健部門と連携し、子育て短期支援事業の積極的な活用や妊産婦等生活援助事業の導入の検討等、乳児院の多機能化に向けて地域支援機能を強化していく必要があります。

(3) 児童養護施設の多機能化・高機能化の推進

代替養育を必要とするこどもの中には、里親やファミリーホーム等の家庭養護では受入れが困難なこどもも少なくありません。また、高年齢児の自立支援機能の強化や、被虐待児などへの専門的ケアの強化が必要です。併せてインクルーシブの視点から、知的障害や発達障害のあるこどもへの対応力を向上させる必要があります。これらの課題に取り組むために、施設と里親との連携や、施設職員の人材育成、経験豊富な専門職の確保に向けて、地域のニーズに合わせて施設と行政が協力して取り組んでいきます。

(4) 公立施設のあり方の検討

本市では、三春学園（児童養護施設）、向陽学園（児童自立支援施設）、みどりハイム（母子生活支援施設）という3つの公立児童福祉施設を運営しています。近年の入所児童の傾向を見ると、精神的に不安定で医療を必要とするこどもや、対人関係に課題を抱えているこどもが増加しています。児童心理治療施設だけでは、これらのこどもを受け入れることが難しくなっているため、複雑な課題を抱えるこどもを計画的に受け入れる体制を確保する必要があります。民間児童福祉施設との役割の違いや、公立施設の果たすべき役割の明確化などを検討するため、公立施設のあり方検討会を開催し、議論を進めていきます。

(5) 医療機関との連携

施設入所児童の中には、児童精神科を受診しているこどもも多く、精神的不安定さから集団生活である施設での養育が難しくなることも少なくありません。児童精神科のある医療機関が施設をバックアップする体制を充実させる等、医療機関と施設との連携強化に向けて検討を進めていきます。

(6) 障害がある児童への支援

児童養護施設等に入所する障害児のうち、18歳を過ぎてから障害福祉サービス（成人サービス）を利用するこどもの場合、自分自身の障害に対する理解や受容が不十分であることから、障害福祉サービスに移行した後に不適應を起こすことも少なくないため、早期から障害受容、障害理解に向けての丁寧な働きかけが必要です。

「資源等に関する本市の現状」と「評価のための指標」

評価のための指標	令和5年度の整備・取組状況	見込み(各年度)	R7	R8	R9	R10	R11
小規模かつ地域分散化を希望する施設に対する財政的支援(措置費)等が行えていないか所数	希望する施設に対し、財政的支援等が行えていない施設数：0施設(財政的支援実施数：13か所、相談件数2施設)	見込み	0	0	0	0	0
		財政的支援等実施か所数	15	17	18	20	22
養育機能強化のための専門職(家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、自立支援担当職員等)の加配を希望する施設に対し財政的支援(措置費)が行えていない施設数	希望する施設に対し、財政的支援が行えていない施設数：0施設	見込み	0	0	0	0	0
		財政的支援等実施施設数	26	27	28	29	30
養育機能強化のための事業(家族療法事業、親子支援事業等)の実施施設数	家族療法事業 7施設(親子支援事業 2施設)	必要量	7	8	8	9	9
		要整備	7	8	8	9	9
一時保護専用施設の整備施設数	0か所	必要量	現在の施設入所状況及び将来的な県の協定定員の減少を考慮すると、令和11年度までの設置は難しい。				
		要整備					
児童家庭支援センターの設置施設数	18か所	必要量	現在、18区に1か所ずつ児童家庭支援センターが設置されており、更なる増設の必要性は検討していく。				
		要整備					
里親支援センター、里親養育包括支援(フォスタリング)事業の実施施設数	里親支援センター：0か所 里親養育包括支援(フォスタリング)：1か所	必要量	令和7年度に「里親支援センター等のあり方検討会」を設置し、設置数等について検討を行う。				
		要整備					
妊産婦等生活援助事業の実施施設数	未実施。実施に向けて妊娠期支援事業の内容を踏まえて整理が必要。	必要量	妊娠期支援事業との統合等を整理し、11年度までに実施				
		要整備					
市区町村の家庭支援事業を委託されている施設数(事業ごと)	子育て短期支援事業(里親での実施分は未計上)	必要量	事業実施の施設数について、増加の必要性を検討していく。				

10 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

【国の基本的考え方】

- ・令和4年改正児童福祉法により社会的養護経験者等に対し必要な援助を行うことが都道府県の業務とされたことなどから、児童自立生活援助事業の年齢要件等の弾力化や社会的養護自立支援拠点事業の実施等、社会的養護経験者等の自立支援を推進していくことが必要。

本市の現状と課題

(1) 社会的養護自立支援実態把握調査からみられた現状と課題

※現在調査中である「横浜市社会的養護自立支援実態把握調査」の内容を踏まえて追記

- ・中高生から施設入所した児童は施設にお世話になりたくないという傾向が強い。
- ・社会的養護出身であることを隠したいと思う人が一定数いる。
- ・アフターケアを担当する職員と程よい距離感がある方がいいと考える社会的養護の経験者が一定数いる。
- ・自立しても情緒の不安定さがあつたり、人間関係に悩みを抱えたりしている方の割合が多い。
- ・健全なアタッチメントを築けないまま社会に出て、困難を抱えている層へのアプローチを検討する必要がある。

(2) 児童自立生活援助事業に関する現状と課題

令和6年度から、児童自立生活援助事業にⅡ型、Ⅲ型という新しい形の運用が始まり、本市では9人の方が利用しています（令和6年9月末現在）。慣れ親しんだ里親や施設職員等から継続的にサポートを受けることができるのは非常に効果的だと考えられます。

I型である自立援助ホームの課題としては、本来、児童養護施設への入所が適切な児童であっても、自立援助ホームに入所しているケースが多くみられるということです。少人数でユニット化された運営形態では、他児との組合せの問題で高校生年齢からの児童養護施設への入所調整は難航しています。また、他種別の施設から不適応や逸脱行為を理由に自立援助ホームに入所する児童も一定数います。さらに、18歳以上になると児童相談所では一時保護できないため、入所者が暴力を振るう等不穏な状況になった場合でも施設内で対応せざるを得ないという課題があります。

(3) 社会的養護自立支援拠点事業の現状と課題

本市の社会的養護自立支援拠点事業は民間NPO法人が受託し、令和24年度から居場所事業を展開しています。主な支援内容は、居場所・コミュニティ支援、食事支援、寄付品の配布、LINE・電話相談の開設、カウンセリング等の専門支援です。過去3年間の平均新規登録者数は47人で増加傾向にあります。居場所事業はアクセスしやすいターミナル駅近くありますが、交通費がかかることが利用者の負担となっており、今後の課題となっています。

(4) 孤立による自殺リスクの高まり

施設等退所後に大学や就職先等の新しい環境に馴染めなかった場合に、「見捨てられた」と感じ、自己否定感を抱くことで自殺のリスクが高まるおそれがあります。社会的養護経験者への自立支援を検討するにあたって、横浜市自殺対策計画等を参考にしつつ、心理的・社会的な孤立を防ぐよう

自殺予防対策の観点からも検討する必要があります。

(5) 自立支援を必要とする社会的養護経験者等数の見込み

各年度の18歳を迎えた入所者数を基本とし、措置延長を必要とする入所者数や18歳以降に再び児童自立生活援助事業を利用するケース等が増えてくることを考慮し以下のように推計しました。

【自立支援を必要とする社会的養護経験者等数の新規増加数の見込み（R5までは実績）】

	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
見込み数 (人)	56	52	34	53	57	57	56	55	55	54

本市における目標・方向性

(1) 社会的養護自立支援実態把握調査から

※現在調査中である「横浜市社会的養護自立支援実態把握調査」の内容を踏まえて追記

(2) 児童自立生活援助事業に関する今後の方向性

令和6年度から事業利用の条件や年齢制限が弾力化されたことで、これまで社会的養護につながっていなかった方も対象になるため、I型である自立援助ホームのニーズも高まることが予想されます。既存の自立援助ホームの運営状況を的確に把握しながら、新たな自立援助ホームの設置等、拡充に向けて取り組んでいきます。

(3) 社会的養護自立支援拠点事業の今後の方向性

本市の社会的養護自立支援拠点事業は、一か所のみ運営となっています。出身施設を頼りたくないとする施設出身者が一定数いることを考慮し、困ったときに手を差し伸べることができるよう、拠点事業の利用実績や利用者の声を聞きながら、より使いやすいよう拡充に向けて取り組んでいきます。

また、施設退所者等（ケアリーバー）の中には、不安定なアタッチメント形成により適切な人間関係を築くことが苦手な人が多くいます。そのためアフターケアを求めることなく、出身施設等との関係も切れやすくなります。しかし本当に支援を必要とするのはこれらの人たちであることから、拠点事業の広報周知を進めていくとともに、新たに利用に繋がった方への聞き取りなどを通じて、ケアリーバーの危機状況と潜在的ニーズを把握していきます。

(4) 社会的養護自立支援協議会の設置

社会的養護自立支援協議会の設置は義務となっていませんが、より当事者の声をダイレクトに施策に生かせるよう、社会的養護経験者等を含めた協議会の設置を積極的に検討していきます。また、地域で子どもたちを支援している関係者等に参画してもらい、地域資源を積極的に活用していきます。

「資源等に関する本市の現状」と「評価のための指標」

評価のための指標	令和5年度の整備・取組状況	見込み (各年度)	R7	R8	R9	R10	R11
児童自立生活援助事業の実施箇所数（Ⅰ型からⅢ型それぞれの定員数）	自立援助ホーム8か所（Ⅰ型45人）、児童養護施設等1箇所（Ⅱ型4人）、里親5箇所（Ⅲ型5人） 【合計54人】	必要量	55	55	63	63	65
		要整備	55	55	63	63	65
社会的養護自立支援拠点事業の整備箇所数	1か所の整備(NPO法人ブリッジフォースマイル)	必要量	1	1	1	1	1
		要整備	1	1	1	1	1
社会的養護自立支援協議会の設置も含めた支援体制の整備	1か所（施設退所後児童実態把握調査事業の実施に伴う社会的養護自立支援協議会の設置）	必要量	1	1	1	1	1
		要整備	1	1	1	1	1

11 児童相談所の強化等に向けた取組

【国の基本的考え方】

- ・児童相談所の設置を検討している中核市・特別区に対しては、その円滑な設置に向け、人材育成等の必要な支援を行うことが必要。
- ・児童相談所においては、「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に沿って、児童福祉司等の増員や弁護士等の配置等による法的対応体制の強化、職員への研修の実施等による専門性の向上のほか、こども家庭ソーシャルワーカー資格の取得促進を図ることが必要。

本市の現状と課題

(1) 虐待対応件数の増加

本市の児童虐待の対応件数は年々増加しており、令和元年度には区役所及び児童相談所が対応した児童虐待対応件数が初めて1万件を超え、10,998件となりました。直近の令和5年度には14,035件と過去最高の件数となり、1万件を超えた令和元年度と比較した場合でも約30%増加しており、地域の中で児童虐待防止や体罰禁止等への意識の高まりから、市民に身近な関係機関等からの相談や通告の増加につながっていると考えられます。

(2) 児童相談所の体制強化

全国的にも児童虐待対応件数は増加しており、令和4年12月には国が「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」を策定し、児童相談所の体制強化として、児童福祉司、スーパーバイザーの増員を始め、弁護士の配置等の動きが示されました。令和4年6月に成立した改正児童福祉法が令和6年4月1日から施行され、今後もこどもの最善の利益のために、こどもの意見聴取措置や、一時保護施設の整備及び運営基準に関する条例の制定が定められる等、新たな取組も推進していくことになっています。法改正によって、新たに国の認定資格となった「こども家庭ソーシャルワーカー」についても、積極的に取得に向けた検討をしていくべきです。

(3) 児童相談所（相談部門・一時保護施設）の第三者評価の実施

令和元年に改正された児童福祉法第12条の規定により、児童相談所の業務の質の評価を行うことその他必要な措置を講ずることにより、当該業務の質の向上に努めなければならないとされています。本市では平成20年度から一時保護中のこどもの権利擁護と施設運営の質の向上を図るため、毎年度、一時保護施設の運営については自己評価を実施するとともに、1か所の一時保護施設で児童福祉審議会児童部会一時保護所外部評価委員会において、評価と改善提案が行われています。

一方、令和6年度現在、児童相談所全体（相談部門）においては未実施となっており、今後の児童相談所の質の向上やより良い運営を推進していくために早期の実施を検討する必要があります。

(4) 児童福祉司等の人材確保

各自治体も新しい取組が進む中、児童福祉司等の増員が必要なため、年々、人材確保は困難を極めていきます。引き続き大学等へのリクルート活動も児童相談所職員を含め行い、専門職の確保に努めていく必要があります。一方で全国と同じく本市においても児童相談所職員の大幅な増員に伴い、経験年数が少ない職員が増え、新しい研修体制の構築や職員の業務に関する精神的な負担も非常に大きく職員のメンタルヘルス向上に向けた取組が必要になっています。

(5) 職員の専門性の向上に向けた取組

本市では講義形式や演習を用いた研修以外に他機関での業務経験の少なさを補うため、区役所との交換研修や教育委員会からの派遣研修の受入れ等を行うことによって、新たな知識や経験を取り入れる努力をしてきました。ただ、区や局、児童福祉施設、児童相談所の異動も含めた人材育成の仕組みまでは構築されていません。また、親子関係再構築や里親支援、性的虐待の通告対応等について、より専門性を発揮しやすい体制も検討すべきです。

(6) 新たな児童相談所の整備

令和6年度に南部児童相談所の新築移転、令和8年度に東部児童相談所（仮称）が設置される予定となっており、計画的に児童相談所の設置を推進しています。

(7) 児童相談所と区役所等との連携強化

専門研修の実施や区と児童相談所の相互実習などにより人材育成を図っています。また定期的な進行管理会議や情報共有会議の実施により連携も推進されています。更に区役所のこども家庭支援課や児童家庭支援センターの機能が強化されることによって、地域支援全体のレベルが上がることが期待されます。

本市における目標・方向性

(1) 人材確保及び育成

以下の項目の実施により、人材の確保及び、より専門的な職員の育成を図っていきます。

ア 研修を受講しやすい環境づくり

職員が緊急対応やローテーション勤務で研修受講できない等の場合のために研修動画を保存、アーカイブを作成し活用できるように検討していきます。また、職員のメンタルヘルスに関する研修や職場環境の改善を図っていきます。

イ 適切な研修の受講管理

システムによる研修の受講履歴や資格登録の管理、年度内の研修見通し、職員自身が自分のスキルの現状と課題を把握できるように、研修の受講管理を可視化していきます。

ウ 研修内容の充実

知識の習得だけでなく、ロールプレイや自ら考える機会を増やした研修の実施により、職員が関係機関にこどもの専門相談機関としての助言やフォローができるようにします。

エ 専門職の育成

親子関係再構築や里親支援、性的虐待の通告対応等、児童相談所の中でもより専門的な知識や経験を有する職員をしっかりと育成していきます。自ら学びやりがいと成長を感じられる環境を整えます。

オ こども福祉保健分野での計画的な異動

こども福祉保健分野での計画的な異動によるジョブローテーションを構築し、区役所や児童相談所、児童福祉施設など様々な経験を積んだ職員を育成します。児童相談所職員として区役所や児童家庭支援センター、学校、保育所、児童福祉施設、里親、関係機関に助言を行い、地域全体でアリーヘルプに取り組む体制を構築していきます。

カ 小・中学校の教職員の児童相談所での勤務による相互理解の推進

教育委員会事務局と連携し、小・中学校の教職員が年間を通して児童相談所で勤務し、児童虐待の対応を学び、児童相談所職員は学校の立場や対応を学ぶ機会を設けています。学校と児童相談所がお互いの立場を理解し、よりよい連携を構築するために引き続き実施していきます。

キ 一時保護施設と市立保育所との保育士の相互研修の実施

一時保護施設と市立保育所において、保育士の相互交流研修を実施していますが、それぞれの分野に対する理解が深まり、複眼的な人材育成に寄与しています。今後も保育士の研修の一環として、同交流研修を実施していきます。

ク 児童相談所と民間施設との相互実習

児童相談所と民間児童福祉施設の職員が相互に実習を経験することで、互いの役割の認識を深めることができるほか、支援内容の質の向上が期待されます。課題を整理して実施できるよう検討していきます。

(2) 児童相談所の整備

国の基準を参酌し、児童虐待対応件数の推移や公共交通機関の利便性や、区役所や児童家庭支援センターを含めた地域全体のサポート体制も含め、適切に整備・運営を行っていきます。

また現状では一時保護施設のみ第三者評価を受審していますが、相談部門の第三者評価についても実施を検討します。

「資源等に関する本市の現状」と「評価のための指標」

評価のための指標	令和5年度の整備・取組状況	見込み (各年度)	R7	R8	R9	R10	R11	
児童相談所の管轄人口	中央： 998,844 人 西部： 718,423 人 南部： 973,271 人 北部： 1,060,078 人 (令和5年度末時点)	必要量	中央： 1,024,532 西部： 709,272 南部： 965,798 北部： 1,066,353	中央： 467,275 西部： 704,912 南部： 961,066 北部： 1,065,704 東部： 561,706	中央： 469,145 西部： 700,397 南部： 956,124 北部： 1,064,831 東部： 564,152	中央： 470,984 西部： 695,757 南部： 950,966 北部： 1,063,778 東部： 566,529	中央： 472,795 西部： 691,006 南部： 945,570 北部： 1,062,609 東部： 568,836	
第三者評価を実施している児童相談所数・割合(分母：管内の全児童相談所数)	実施数：4所 割合：100%(すべて4所中4所) ※令和8年度に東部児童相談所(仮称)が開所された際には同様に実施する方向で検討していく。	必要量	4	5 (期間内の累計)				
		要整備	-	1	-	-	-	
児童福祉司、児童心理司の配置数	令和6年4月現在の配置数 児童福祉司：244人 児童心理司：81人 児童虐待の予防や防止、DX事業等による業務の効率化を行い、適切な配置を検討	必要量	調整中					
		要整備						
		要整備						

評価のための指標	令和5年度の整備・取組状況	見込み (各年度)	R7	R8	R9	R10	R11
児童福祉司スーパーバイザーの配置数	配置人数：44人	必要量 要整備	調整中				
医師の配置数（常勤・非常勤の内訳を含めて）	常勤医師：4人 非常勤医師：17人 ※令和8年度の東部児童相談所（仮称）開所に向けた対応のために適切な配置を検討していく。	必要量 要整備					
保健師の配置数	保健師：23人 ※令和8年度の東部児童相談所（仮称）開所に向けた対応のために適切な配置を検討していく。	必要量 要整備					
弁護士の配置数（常勤・非常勤の内訳を含めて）	計4人配置（内訳：常勤弁護士：1人／非常勤弁護士（契約）：3人） ※1	必要量 要整備					
こども家庭福祉行政に携わる都道府県（児童相談所）職員における研修（※2）の受講者数	令和6年度に初めて試験が実施される予定で養成研修受講のため、他都市の状況、研修内容、受講受験等、情報収集を実施し検討していく。	必要量 要整備	4 4	5 5	5 -	5 -	5 -
専門職採用者数（割合）	児童福祉司と児童心理司、保健師、保育士を専門職採用し対応している。	必要量 要整備	100% 100%	100% 100%	100% 100%	100% 100%	100% 100%

※1…令和7年度の一時的保護の司法審査導入、令和8年度の東部児童相談所（仮称）開所に向けた対応のために適切な配置について検討していく。

※2…児童福祉司任用後研修、こども家庭ソーシャルワーカーの養成に係る研修等

12 障害児入所施設における支援

【国の基本的考え方】

- ・ 障害児入所施設においても、被虐待児童が一定割合生活している。障害児入所施設においては、障害に対する正確な理解と障害特性に応じた環境の提供に加え、できる限り良好な家庭的環境の下で支援を行うことが必要。

本市の現状と課題

(1) 入所の傾向

福祉型障害児入所施設の入所形態は、措置による入所児童が多く、障害の程度としては、軽度の知的障害のある児童の割合が多くなっています。また、児童養護施設等から福祉型障害児入所施設への措置変更により入所する児童も増えつつあります。

(2) 新たに必要となる対応

福祉型障害児入所施設に入所しているこどもの中に虐待認定を受けたこどもがおり、心のケア（トラウマケア）も必要となっています。従来、福祉型障害児入所施設に入所していたケアが必要な重度障害のある児童や行動障害のある児童とともに、従来のケアでは対応できないこどもの入所が増えています。

(3) 小規模ユニット化等の導入

市内の福祉型障害児入所施設では、早くから小規模ユニット化、個室化等一人一人のこどもの障害特性や成長・発達に応じた環境整備が進められており、18歳以降の生活を見据えた、かつ年齢・発達段階に応じたケアに取り組んでいます。

(4) 小規模グループケア加算

福祉型障害児入所施設では、虐待を受けた障害児等に対し、小規模なグループによる療育や心理的ケアを提供することにより、障害児の状況等に応じ、きめ細やかな支援を推進することを目的として、障害児入所施設は小規模グループケア加算費を算定できます。算定要件としては、小規模グループケアの各単位において、居室、居間・食堂等を設けるとともに、4人から8人までの職員の配置が必要になります。

(5) 条例における規定

国の法令改正により「横浜市指定障害児入所施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例」を令和6年4月に改正し、「指定福祉型障害児入所施設は、できる限り障害児を良好な家庭的環境において指定入所支援を行うよう努めなければならない。」と定めています。

(6) 地域生活への移行支援

入所児童は18歳以降の生活にスムーズに移行できるよう、高校1年くらいから地域生活への移行支援を行っています。

本市の目標・方向性

(1) アセスメント力の強化

措置変更は子どもにとっては心身のダメージは大きいことを理解しなければなりません。そのため、在宅生活から入所施設に移行する時点でのアセスメント力を強化し、18歳以降の将来を見据えたケアとそのケアを提供する場を選択できるようにする必要があります。

(2) 施設内の環境整備と人材育成

福祉型障害児入所施設においては、障害に対する正確な理解と障害特性に応じた環境の提供に加え、できる限り良好な家庭的環境の下で支援を行うため、施設内の環境を整えとともに、社会的養育への理解のある人材を育成していきます。

(3) 条例で定めた理念の推進

市内には、福祉型障害児入所施設が5施設（定員の合計は180人）あり、すべての施設において、特定の大人との継続的で安定した愛着関係の下で支援を行うこと等により「横浜市指定障害児入所施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例」の定めに基づき、「できる限り良好な家庭的環境」を整備しています。

【検討スケジュール】

令和6年8月2日	第1回検討委員会を開催
8月30日	第2回検討委員会を開催
9月下旬	児童福祉審議会児童部会、同里親部会で、第1回・第2回の検討委員会の検討結果を報告、及び意見聴取
10月29日	第3回検討委員会を開催
11月下旬	これまでの意見を素案（案）にまとめ、児童福祉審議会児童部会、里親部会に説明
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・市会常任委員会で素案の検討状況について報告 ・素案について市民意見募集を実施。市民意見募集について、社会的養護関係施設及び施設・里親等に在籍する児童にも周知。
令和7年1月10日	第4回検討委員会を開催（原案への市民意見の反映について検討）
1月下旬	児童福祉審議会児童部会、里親部会で原案を説明
2～3月	<p>市会常任委員会で原案を報告</p> <p>児童福祉審議会総会及び子ども・子育て会議総会で報告</p> <p>計画策定（「横浜市の社会的養育推進の基本的な方針」の全面見直し）</p>

【横浜市社会的養育推進計画検討委員会の委員構成（敬称略）】

氏名	役職
①増沢 高【座長】	こどもの虹情報研修センター 副センター長
②高橋 温	弁護士、子どもセンターてんぼ理事長
③井苺 献太	横浜市社会福祉協議会児童福祉部会会長 （横浜中里学園長【児童養護施設】）
④井上 真	横浜市社会福祉協議会児童福祉部会副会長 （横浜いずみ学園長【児童心理治療施設】）
⑤篠原 恵一	横浜市社会福祉協議会児童福祉部会副会長 （カサ・デ・サンタマリア【母子生活支援施設】）
⑥長井 晶子	久良岐乳児院理事長（久良岐乳児院【乳児院】）
⑦田辺 有二	横浜家庭学園長【児童自立支援施設】
⑧小山 菜生子	児童家庭支援センターかわわ【児童家庭支援センター】
⑨新井 淳子	横浜市里親会「こどもみらい横浜」会長【里親】
⑩パング 希江	パングファミリーホーム運営者【ファミリーホーム】
⑪関 茂樹	NEXT 施設長【自立援助ホーム】
⑫川尻 基晴	こども青少年局児童相談所統括担当部長、横浜市中心児童相談所長
⑬宇佐美 高司	横浜市中心児童相談所副所長（中央児童相談所一時保護所管理者）
⑭秋野 奈緒子	こども青少年局こども福祉保健部長
⑮足立 篤彦	こども青少年局こどもの権利擁護課長